

ライフインデックス

結婚

婚姻届	56
住民登録	56
国民健康保険	61
国民年金	64

妊娠 出産 子育て

母子健康手帳	39
出生届	39・56
予防接種	40・45
保育園・幼稚園	42
小・中学校	44
医療福祉	63

高齢者 介護

高齢者サービス	49
予防接種	51
国民健康保険	61
国民年金	64
後期高齢者医療 介護保険	66 67

くらし

相談	41・46・47・48・85
障がいがある	52
証明書	54
税金	58
広報・まちづくり	79
生涯学習・スポーツ・施設	80
議会・選挙	84

住まい

災害に備える	12
パスポート	57
ごみ・し尿	69
地域公共交通	72
ペット	73
上・下水道	74

引っ越し

小・中学校の転校	44
転入・転出・転居届	56
国民健康保険	61

おくやみ

手続き	53
死亡届	56
国民健康保険	61
国民年金	64
斎場	77

くらし・サービス エリアマップ7回 C-2

お客様のより豊かな生活へ
 **(有)保土田商店**

安心かつ安全な生活を送れるよう、お手伝いをさせていただきます。●消火器
 ●クリクラ坂東(ボトルウォーター)●石油製品、LPガス販売●宝くじ販売

■坂東市矢作308
 ■TEL:0297-38-2021 ■FAX:0297-38-1225
 ■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/日曜、祝日
 ■URL:http://crecla-bandou.jp/ ■E-mail:info-hodota@dream-hdt.co.jp

 あり

専門サービス エリアマップ1回 C-5

労務管理のパートナー
社会保険労務士野本事務所 / 茨城労務管理協会

社会保険 野本事務所
 TEL: 0297-21-8186

労働管理 茨城労務管理協会
 TEL: 0297-21-7152

労働保険・社会保険の諸手続きはもちろん、経営と労務管理の相談
 役としていつも御社のおそばで各種トラブルに対処いたします。

■坂東市岩井3439-1 YMビル1F-2
 ■TEL:社0297-21-8186 茨0297-21-7152
 ■FAX:0297-21-7153
 ■営業時間/9:00~17:00 ■定休日/土・日・祝日

 あり(共有で2台)

設備 エリアマップ5回 E-1

水回りの事なら何でも お気軽にご相談ください
有限会社 飯田さく泉ポンプ店

井戸・ポンプ・水処理機器・給排水設備・・・
 長い経験に裏打ちされた確かな技術で、ご満足いただける施工をいたします。

■坂東市富田658-3
 ■TEL:0297-34-2718
 ■FAX:0297-34-2731
 ■E-mail:iida.sakusen-p@bell.ocn.ne.jp

 あり

赤ちゃんとお母さんのために

市役所代表
 ☎0297-35-2121
 ☎0280-88-0111

● 妊娠がわかったら

母子健康手帳・妊産婦健康診査受診票等の交付

問 健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

お母さんと赤ちゃんの健康を守るため、健康づくり推進課で母子健康手帳・妊産婦健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票・乳児一般健康診査受診票・出生連絡票を交付しています。妊産婦健康診査や新生児聴覚検査等を受ける際は、受診票を医療機関へ提出してください。

Happy バンビィクラス (forマタニティ、ファミリー)

問 健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

歯科医師や栄養士、保健師、助産師による講話や実習を通して出産や育児について学んでいきます。

妊産婦の医療費助成

問 保険年金課 ☎0297-21-2187

妊産婦のかたが、保険診療で医療機関などにかかる場合に一部負担金を助成します。
 ※63ページの医療費の助成制度をご覧ください。

いばらきKids Clubカード

問 こども課 ☎0297-21-2191

いばらき子育て家庭優待制度として、妊娠中のかたや18歳未満のお子さんのいる世帯に2枚までお渡ししています。制度に協賛している全国のお店や施設でカードを見せると、割り引きや優待サービスが受けられます。

● 出産したら

出生届(戸籍の届け出)

問 市民課 ☎0297-21-2186

赤ちゃんが生まれたら、14日以内に出生の届け出をください。その際に、病院で証明を受けた出生証明書・母子健康手帳・出生連絡票・健康保険証をおもちください。

出生連絡票

問 健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

出生連絡票を出生届後に健康づくり推進課に提出してください。2,500g未満で生まれた赤ちゃんの低体重児出生届も兼ねています。

予防接種予診票・乳幼児健診問診票の交付

問 健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

出生届提出後に、窓口にて交付します。予診票や問診票を利用して、予防接種や健診を受けることができます。受ける際は、予診票や問診票を医療機関へ提出してください。

国民健康保険への加入

問 保険年金課 ☎0297-21-2187

国民健康保険に加入しているかたは、赤ちゃんが生まれたら、14日以内に加入の届け出をください。その際に、母子健康手帳・健康保険証・出産に係る領収書などをおもちください。

出産育児一時金の支給

問 保険年金課 ☎0297-21-2187

国民健康保険に加入しているかたが出産したときは、出産育児一時金が支給されます。在胎週数22週以後の出産は、1人につき一律420,000円(産科医療補償制度に未加入の医療機関での出産は404,000円)を支給します。妊娠12~21週の死産、流産でも出産育児一時金(この場合の支給額は404,000円)は支給されます。

小児の医療費助成

問 保険年金課 ☎0297-21-2187

小児のかたが、保険診療で医療機関などにかかる場合に一部負担金を助成します。
 ※63ページの医療費の助成制度をご覧ください。

新生児応援給付金

問 こども課 ☎0297-21-2191

新たに出生した児童1人につき5万円が支給されます。出産日から申請を行う日まで引き続き坂東市の住民基本台帳に記録されているかたが対象です。支給時期は申請日の翌月です。申請が必要です。

未熟児養育医療費の給付

問 健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

生まれたときの体重が2,000g以下、体温が非常に低い、呼吸器や消化器に異常があるなど、医師が入院養育の必要を認めた未熟児に対して、養育に必要な医療給付を行います(所得税額に応じた自己負担金があります)。

● 乳児期からの各種手当

☎ こども課 ☎0297-21-2191

児童手当

受給資格	中学校3年生修了前の児童を養育しているかた。所得制限があります。	
手当額	3歳未満	月額 15,000円
	3歳以上小学校修了前	月額 10,000円 (第3子以降は15,000円)
	中学生	月額 10,000円
	所得制限基準額以上のかた	月額 5,000円
支給時期	2・6・10月(前月分まで)	

児童扶養手当

受給資格	父母の離婚などにより、父または母と生計をともにしていない児童を監護しているひとり親家庭の父・母または両親に代わってその児童を養育しているかたで、かつ、所得制限限度額以内のかた	
手当額 (所得に応じて決定)	全部支給	対象児童1人 月額43,160円 対象児童2人 月額53,350円 対象児童3人 月額59,460円 ※4人目以降は6,110円ずつ加算
	一部支給	対象児童1人 月額43,150～10,180円 対象児童2人 月額10,180～5,100円 ※3人目以降は6,100～3,060円ずつ加算
支給時期	1・3・5・7・9・11月(前月分まで)	

● 子育て世代包括支援センター

(こそだてステーション バンビィ：市役所内)

☎ 健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

妊娠届、母子手帳交付など、妊娠期から子育て期にわたる相談を行います。



● 予防接種

☎ 健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

定期予防接種

予防接種法で実施が定められた予防接種で、一定の月齢になったら受けることが望ましいとされているものです。費用は市が負担します。

種類	対象者	
ロタウイルス	□タリックス	生後6週～24週
	□タテック	生後6週～32週
ヒブ	生後2～60か月未満	
小児用肺炎球菌	生後2～60か月未満	
B型肝炎	生後12か月未満	
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	生後3～90か月未満	
BCG	生後12か月未満	
麻しん 風しん混合	1期	生後12～24か月未満
	2期	小学校就学前の1年間(年長児)
水痘(水ぼうそう)	生後12～36か月未満	
日本脳炎1期	生後6～90か月未満	

接種場所：協力医療機関

任意予防接種

保護者の判断によって受ける予防接種です。行政が勧奨しているものではありませんが、使用するワクチンは厚生労働省によって認可されています。市では、次の予防接種費用の一部助成を行っています。

- ・おたふくかぜ…満1～2歳になる前日までに1回 3,000円
- ・小児インフルエンザ…1回につき1,000円
- 満1歳～小学6年生 2回
- 中学生 1回

また、骨髄移植等の医療行為により、すでに接種した予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、予防接種の再接種を希望する場合、費用の一部助成制度があります。申請には条件がありますので、事前にお問い合わせください。

● 発達支援

☎ こども発達センターつくし ☎0297-44-3907/0280-88-0100

ことばや行動、情緒などの発達に心配のある0歳～小学校就学前までのお子さんを対象に、遊びや活動を通して発達を促す支援を行っています。発達相談、個別療育やグループ療育に加え、言語や心理などの各専門家が相談をお受けします。

施設名	住所	電話番号	地図座標
こども発達センターつくし(0歳～就学前)	山2717-1 猿島保健センター内	0297-44-3907 0280-88-0100	3図B-1

● 各種健診・相談

☎ 健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

バンビィ訪問(赤ちゃん訪問)

妊産婦・乳児がいるご家庭に、助産師や保健師などが訪問します。

バンビィコール

妊産婦を対象に助産師などが電話します。

ひよこサロン(2か月児相談)

ママと赤ちゃんの交流と助産師を囲んでの楽しいひとときです。

3か月児健診

健診(内科)、身体計測、育児相談、ブックスタート(絵本配付)を行います。

医療機関で行う乳児健診

- ①生後3～7か月の乳児
- ②生後8～11か月の乳児
- ※①および②の期間に1回ずつ、乳児一般健康診査票を医療機関に提出して、健康診査を無料で受けることができます。

離乳食教室

離乳食の進め方・作り方の講話・相談を行います。

1歳6か月児健診

健診(内科・歯科)、身体計測、育児相談、歯科衛生士によるブラッシング指導、フッ素塗布を行います。

2歳児歯科検診

歯科検診、歯科衛生士によるブラッシング指導、フッ素塗布を行います。

3歳児健診

健診(内科・歯科)、身体計測、尿検査、スポットビジョンによる視力検査、聴力検査、育児相談を行います。

乳幼児相談

身体計測、育児相談を行います。

産後ケア

家族等から十分なサポートを受けられず、育児不安がある産後のママに、心身のケアや育児の支援を行います。

発達支援

ことばが遅い、落ち着きがない、コミュニケーションがとりにくい、歩きはじめるのが遅いなどの心配に専門職が相談に応じます。

母子相談

妊娠や出産・育児に関すること、思春期の悩み事などの相談に応じます。

家庭訪問

妊産婦・乳幼児を対象に保健師が家庭に訪問します。



保育園 エリアマップ6図 A-5

小規模保育園
夢遊児園(みゆうじえん)

保育士の温かい愛情の中で、子ども同士のかかわりを基盤として優しさと思いやりと自由な心を育てます。

■坂東市辺田976-14 ■TEL:0297-35-1149
 ■保育時間/平日:7:30～18:30 / 土曜:7:30～18:30
 ■定休日/日曜日・祝日
 ■URL:https://miyujien.jimdofree.com/

あり

保育園 エリアマップ1図 C-4

認定こども園
岩井保育園

生きる力の礎は、幼少期の遊びで養われます。創立以来一貫して自主性を育てる教育を実践しています。

■坂東市岩井2720-8
 ■TEL:0297-35-1555 ■FAX:0297-36-3848
 ■保育時間/7:30～19:00 ■休園日/日曜・祝日・年末年始
 ■URL:https://doronko-hoiku.com ■E-mail:info@doronko-hoiku.com

あり(20台)

● 保育園等

☎ こども課 ☎0297-21-2191

保護者が仕事をしているなどの理由で乳幼児を家庭で保育できない場合、保護者に代わって保育する施設です。市内6か所あり、対象者は0歳～就学前までとなります。

私立

園名	住所	電話番号	地図座標
さしま保育園	生子2220	0280-88-7505	4図 B-5
若草明德保育園	逆井3503-14	0280-88-8000	4図 A-2

小規模保育（対象者0～2歳）

園名	住所	電話番号	地図座標
夢遊児園	辺田976-14	0297-35-1149	6図 A-5
七星	沓掛4484-3	0297-44-0028	6図 A-1
家庭的保育園 バンビ	小山972	0297-38-2316	7図 B-2
小山保育園 ひよこ教室	小山224-1	0297-38-1171	7図 B-2

● 幼稚園

☎ こども課 ☎0297-21-2191

市内には幼稚園が2か所あります。対象者は3歳～就学前までとなります。

市立

園名	住所	電話番号	地図座標
猿島幼稚園	沓掛6083-3	0297-44-3221	3図 E-5

私立

園名	住所	電話番号	地図座標
若草明德幼稚園	逆井3503-10	0280-88-1919	4図 A-2

● 認定こども園

☎ こども課 ☎0297-21-2191

保護者の就労形態に関係なく、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせもち、教育と保育を同時に受けることができる施設です。対象者は0歳～就学前までとなります。

市立

園名	住所	電話番号	地図座標
ふたば	岩井2211-25	0297-38-7654	1図 B-3
ひまわり	辺田1188-3	0297-44-8555	2図 E-3

私立

園名	住所	電話番号	地図座標
サンキッズ	岩井4678-3	0297-35-0334	2図 C-1
あかつき保育園	大谷口1037	0297-38-0101	7図 C-2
岩井保育園	岩井2720-8	0297-35-1555	1図 C-4
すずのき	長須3746	0297-35-4501	5図 D-4
小山保育園	小山123	0297-38-1171	7図 B-2

● 病後児保育

☎ こども課 ☎0297-21-2191

病気やけがの回復期で、集団や家庭での保育ができない期間、お子さんを一時的にお預かりします。お預かりできるお子さんは、市内に居住し、保育園などを利用し保育を必要とする乳幼児です。

利用時間は、7:30～18:00（土曜日は13:00まで）。利用料金は無料です。

実施施設

病後児保育施設「七星」
 沓掛4484-3 ☎0297-44-0028
 ※詳細は、事前に施設までお問い合わせください。

● 家庭児童相談室

☎ こども課 ☎0297-21-2191

子どもの健やかな成長のためのあらゆる問題について、相談に応じるところです。子どもと家庭の悩み、どんなことでもお気軽にご相談ください。秘密は守ります。平日の9:00～16:00まで、相談員が相談に応じています。

● 地域子育て支援センター

☎ こども課 ☎0297-21-2191

子育てに関する機関が連携をとりながら、育児についての相談、情報の提供、子育てサークルへの支援などを行っており、子育て中のかたが気軽に通って交流できる場所です。

園名	開放時間	地図座標
認定こども園 ふたば	毎週月～金曜日 9:00～12:00 14:00～16:00	1図 B-3
認定こども園 ひまわり	毎週月～金曜日 9:00～12:00 14:00～16:00	2図 E-3
認定こども園 サンキッズ(キッズクラブ)	毎週月～金曜日 9:00～14:00	2図 C-1
認定こども園 あかつき保育園	毎週月～金曜日 9:00～14:00	7図 C-2
認定こども園 岩井保育園	毎週月～金曜日 9:00～14:00	1図 C-4
認定こども園 すずのき	毎週月～金曜日 9:00～14:00	5図 D-4
認定こども園 小山保育園(さくらの森)	毎週月～金曜日 9:00～14:00	7図 B-2
さしま保育園	毎週月～金曜日 8:00～13:00	4図 B-5
若草明德保育園	毎週月～金曜日 9:00～14:00	4図 A-2



● 一時預かり事業

☎ こども課 ☎0297-21-2191

保護者が仕事や病気などにより、家庭保育が困難な場合、一時的にお子さんをお預かりします。

園名	対象	時間・料金
認定こども園 ふたば	生後6か月～ 就学前児童	月～金曜日 8:30～17:00 0歳 3,000円 1歳以上 2,000円
認定こども園 ひまわり	生後6か月～ 就学前児童	月～金曜日 8:30～17:00 0歳 3,000円 1歳以上 2,000円
認定こども園 サンキッズ	生後10か月～ 就学前児童	月～金曜日 8:00～16:00 0歳 3,000円 1歳以上 2,000円
認定こども園 あかつき保育園	生後6か月～ 就学前児童	月～金曜日 8:00～16:00 0歳 3,000円 1歳以上 2,000円
認定こども園 岩井保育園	満1歳～ 就学前児童	月～金曜日 8:00～16:00 1日 2,000円
認定こども園 すずのき	生後6か月～ 就学前児童	月～金曜日 8:00～16:00 0歳 3,000円 1歳以上 2,000円
認定こども園 小山保育園	生後6か月～ 就学前児童	月～金曜日 8:00～16:00 0歳 3,000円 1歳以上 2,000円
さしま保育園	満1歳～ 就学前児童	月～金曜日 8:30～16:00 1日 2,000円 4時間以内 1,000円
若草明德保育園	生後2か月～ 就学前児童	月～土曜日 7:30～17:30 0歳 3,000円 1歳以上 2,000円

幼児のために

認定こども園 エリアマップ7図 C-2
 社会福祉法人 寿福社 認定こども園
あかつき保育園
 「どの子も育つ、育て方ひとつ」将来ある子ども達に、認知能力と非認知能力をバランス良く養う幼児教育を行っています!!
 ■坂東市大谷口1037 ■TEL:0297-38-0101 ■FAX:0297-38-0109
 ■開園時間:7:00～19:00 ■休園日:日曜・祝日・他
 ■URL:http://kotobuki-fukushikai.com/ ■E-mail:akakuki-hoikuen@earth.ocn.ne.jp

認定こども園 エリアマップ5図 D-4
 社会福祉法人 長須福祉会
認定こども園すずのき
 愛とゆとりを信じて、明るく優しい子どもを育てます。
 子育て支援センターはぐみい・一時預かり・児童クラブ併設
 ■坂東市長須3746 ■TEL:0297-35-4501 ■FAX:0297-35-4731
 ■開園時間/7:00～19:00 【対象】4ヶ月～6才
 ■URL:http://suzunoki-hoikuen.com/ Pあり

保育園 エリアマップ7図 B-2
 お子様の成長・発達をサポートします
家庭的保育園バンビ
 家庭的な雰囲気の中でお子様とその家族に寄り添い安全、安心して過ごせる環境を目指します。
 ■坂東市小山972 ■TEL:0297-38-2316 ■FAX:0297-38-2316
 ■E-mail:yukarinokai3@yahoo.co.jp Pあり

保育園 エリアマップ7図 B-2
 自信と好奇心に満ちた、未来を生きる子どもを育てる
認定こども園 小山保育園
 一人ひとりの個性を大切にしながら、体験的保育を行い、心に残る保育を心がけています。
 ■坂東市小山123 ■TEL:0297-38-1171 ■FAX:0297-38-2136
 ■保育時間/7:00～19:00(日曜・祝日:休日保育有)
 ■E-mail:oyama-hoikuen@nifty.com Pあり(8台)

小・中学校

☎ 学校教育課 ☎0297-21-2202

小学校

小学校名	住所	電話番号	地図座標
七重小学校	借宿 683-2	0297-34-2301	5 図 D-1
弓馬田小学校	馬立 30-1	0297-35-1351	5 図 E-3
飯島小学校	幸田新田 1468-1	0297-35-3764	6 図 B-3
神大実小学校	猫実 805	0297-39-2311	6 図 B-5
岩井第一小学校	岩井 2029-1	0297-35-0019	1 図 B-3
岩井第二小学校	辺田 1172-7	0297-35-6524	2 図 E-2
七郷小学校	矢作 87-1	0297-38-2436	7 図 C-2
中川小学校	小山 108	0297-38-2449	7 図 B-2
長須小学校	長須 1243	0297-35-5518	5 図 C-4
生子菅小学校	生子 2219	0280-88-0001	4 図 B-5
逆井山小学校	逆井 1825-30	0280-88-1527	4 図 B-2
沓掛小学校	沓掛 3775	0297-44-2016	3 図 D-5
内野山小学校	内野山 849	0297-44-3159	6 図 B-1

中学校

中学校名	住所	電話番号	地図座標
東中学校	猫実 1093-2	0297-39-2313	6 図 B-4
岩井中学校	上出島 1053	0297-34-3141	1 図 A-1
南中学校	矢作 326	0297-38-2602	7 図 C-2
猿島中学校	山 2807	0297-44-3211 0280-88-0907	3 図 A-1

学区外就学・区域外就学

就学する市立小・中学校は、お住まいの住所によって指定しています。相当な理由がある場合には、保護者からの申請により、教育委員会にて審査したうえで、指定された学校を変更することができます。

小・中学校の転校手続き

●**転入のとき** ほかの市区町村から市内の小・中学校に転入する場合、市民課またはさしま窓口センターで転入手続きを行った後、前の学校で発行された「在学証明書」と「教科書給付証明書」をもって指定された学校へ行き、入学手続きを行ってください。

●**転出のとき** 市内の小・中学校からほかの市区町村に転校する場合、在学している学校で「在学証明書」と「教科書給付証明書」を発行してもらい、市民課またはさしま窓口センターで転出手続きを行った後、転出先の教育委員会などで転校手続きを行ってください。

●**市内転居のとき** 市内の小・中学校から市内の小・中学校に転校する場合、在学している学校で「在学証明書」と「教科書給付証明書」を発行してもらい、市民課またはさしま窓口

支援教室 エリアマップ6図 A-5

放課後等デイサービス

しとく館 坂東第1教室

しとく館では、一人一人の個性を活かしながら「こころ」と「からだ」の発達をアットホームな環境で支援していきます。

■坂東市辺田502-46 ■TEL:0297-21-4109
 ■営業時間/学校がある日:14:00~19:00/土曜日:8:00~19:00
 ■定休日/日曜日・祝日
 ■URL:http://www.stkday.com/



センターで転居手続きを行った後、転校先の学校へ行き、必要なものなどの確認をしてください。

就学援助制度

小・中学校に就学している児童生徒のご家庭で、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費・給食費・修学旅行費などの一部を援助する制度です。また、小・中学校入学時における新入学用品費の前倒し支給も行っています。

特別支援教育就学奨励費

市内に住所を有し、かつ小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して、学用品費・給食費・修学旅行費などの一部を援助する制度です。

第3子以降の給食費助成

坂東市在住で坂東市立の小・中学校に同時期に在学している児童生徒（第1子および第2子が市外の県立または私立学校へ在学している場合も含む）のうち、第3子以降の児童生徒の給食費が全額免除になります。

スプーンセットの無償配布

4月に小学校へ入学する新1年生に、給食で使うスプーンセット（ケース、スプーン、フォーク、箸）を無償配布しています。

放課後児童クラブ

☎ こども課 ☎0297-21-2191

労働などにより、昼間保護者が家庭で保育することが困難な家庭の小学校に就学している児童を対象に、各小学校区に児童クラブを設置しています。

対象学校区	クラブ名	住所	地図座標
岩井第一小	あひるクラブ 1・2・3	岩井 2849-3 放課後児童クラブ岩井館内	1 図 B-4
岩井第二小	ニコニコクラブ 1・2・3・4	辺田 1172-3 放課後児童クラブ辺田館内	2 図 E-3
弓馬田小	元気クラブ	馬立 30-1 弓馬田小学校内	5 図 E-3
飯島小	なつめっ子 クラブ	幸田新田 1468-1 飯島小学校内	6 図 B-3
神大実小	ちびっ子クラブ	猫実 805 神大実小学校内	6 図 B-5
七郷小	ひまわりクラブ	矢作 87-1 七郷小学校内	7 図 C-2
中川小	児童クラブ ひまわり1・2	小山 88 放課後児童クラブ中川館内	7 図 B-2
長須小	児童クラブ 青空1・2	長須 3746 認定こども園すずのき内	5 図 D-4
七重小	なかよしクラブ	借宿 683-2 七重小学校内	5 図 D-1
生子菅小	さしま保育園 児童クラブ1・2・3	生子 2743-1 放課後児童クラブ生子館内	4 図 B-5
逆井山小	若草児童クラブ 1・2・3	逆井 3503-14 若草明德保育園内	4 図 A-2
沓掛・ 内野山小	明德児童クラブ 1・2・3	沓掛 6083-3 放課後児童クラブ沓掛館内	3 図 E-5

保護者負担金

通常月（7・8月以外）	月額5,000円
7月	月額6,000円
8月	月額8,000円

閉鎖日

日曜日、祝日、お盆休み、年末年始

放課後児童クラブ保護者負担金減免制度

ひとり親非課税世帯のかたを対象とした、減免制度があります。申請が必要となりますので、お問い合わせください。

小学生からの各種手当

☎ こども課 ☎0297-21-2191

母子家庭等児童学資金

受給対象	母子家庭、父子家庭または両親のいない家庭の小学校児童および中学校生徒（交通遺児学資金の受給者は除く）
手当額	対象児童1人につき 月額2,500円
支給時期	9・3月（当月分まで）

交通遺児学資金

受給対象	交通遺児の小学校児童および中学校生徒
手当額	対象児童1人につき 月額5,000円
支給時期	9・3月（当月分まで）

就学後の予防接種

☎ 健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

種類	対象者
日本脳炎2期	9歳以上13歳未満
日本脳炎特例接種 ※右記のいずれかに該当するかた	①平成19年4月1日以前生まれのかたで、かつ20歳未満のかたは、不足回数分を無料で接種できます。 ②平成19年4月2日~平成21年10月1日生まれのかたは、9~13歳未満まで不足回数分を無料で接種できます。
ジフテリア・破傷風 混合(DT)	11歳以上13歳未満
子宮頸がん	小学6年生~高校1年生の女子

接種場所：協力医療機関

教育相談

☎ 指導課 ☎0297-21-2205

こころの電話相談室

小・中学生の健全な育成と非行防止を図るため、児童・生徒の指導と助言を行っています。

- 相談できるかた
児童・生徒本人、その保護者など
- 相談の内容
不登校、いじめ、身体・性格・学業・進路などの悩み
- 相談室の場所
こころの電話相談室（市役所2階）
- 相談の方法
・来室相談 9:00~16:00（祝日を除く月~金曜日）
・電話相談 9:00~16:00（祝日を除く月~金曜日）
☎0297-35-7777

適応指導教室ひばり

学校を休んでいる、または休みがちなお子さんを対象に、学校への登校を応援します（市内の小学3年生以上・中学生対象）。

在籍は現在の小・中学校のままで、「ひばり」に来た日は小・中学校で出席扱いとなります。指導課または各小・中学校へお問い合わせください。

- 活動の内容
自分の長所を伸ばす学習、わからないところの学習、スポーツやゲーム、野外活動、工作・絵画・読書
- 開室の時間
月~金曜日 9:00~16:00
- 教室の場所
辺田679、☎0297-20-8380

発達支援（放課後等デイサービス）

☎ こども発達センター にじ ☎0297-30-3639

ことばや行動、情緒などの発達に不安のある小学校入学~高校卒業前までのお子さんを対象に、親子通所により社会性を育む遊びや活動を通して、生活力・コミュニケーションスキルの向上を促す支援を行っています。個別療育やグループ療育に加え、育児や学校・家庭での生活に関する相談もお受けしています。

施設名	住所	電話番号	地図座標
こども発達センター にじ(小1~高3)	沓掛 1781-2	0297-30-3639	3 図 C-3

英会話教室 エリアマップ6図 A-3

“世界が広がる第一歩を応援します”

Active English 英語教室

ネイティブ講師によるオールイングリッシュのレッスンで身につく使える英会話。子どもから大人まで楽しく笑顔で通える教室です。

■坂東市馬立142 ■TEL:080-2107-9345
 ■定休日/日曜日・祝日
 ■URL:https://active-english.localinfo.jp/



● 各種健(検)診・相談

☎健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

センター健診（胃がん検診あり）

保健センターなどにおいて、40歳以上のかたを対象に特定健診（血圧、身体測定、尿、血液検査など）、特定健診に準ずる健診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診（50歳以上男性）、肝炎ウイルス検診などを行います。

コミュニティ健診（胃がん検診なし）

保健センターなどにおいて、20歳以上のかたを対象に特定健診（血圧、身体測定、尿、血液検査など）、特定健診に準ずる健診、40歳以上のかたは肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診（50歳以上男性）、肝炎ウイルス検診などを行います。

胃がん検診（バリウム検査）

40歳以上のかたを対象に行います。

婦人がん検診（子宮がん・乳がん）

子宮がん検診は20歳以上、乳がん検診は30歳以上の女性を対象に行います

●集団検診（保健センター）

保健センターにおいて、子宮がん・乳がん検診を行います。乳がん検診は30歳代は超音波検査、40歳以上は超音波検査またはマンモグラフィ検査を行います。

●個別検診（医療機関）

市と契約している県内の医療機関で、子宮がん検診・乳がん検診を行います。

骨粗しょう症検診

25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象に、超音波による踵の骨量測定を行います。

歯周疾患検診

40・50・60・70歳のかたを対象に、口腔内の検査を行います。

いきいき健康相談

健診結果の説明や栄養相談、高血圧・脂質異常症・肥満など健康についての相談を行います。

健康教室

運動教室や栄養教室などを行います。

電話相談

保健師・栄養士が健康についてのご相談に応じます。

家庭訪問

保健師・栄養士がご家庭にお伺いして健康についてのご相談に応じます。

こころの健康相談

精神科医師による個別相談を行います。

※詳しくは、坂東市保健事業予定表をご覧ください。

● 各種助成・補助金

不妊治療費の助成

☎健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

茨城県不妊治療費助成事業の助成金交付を受けた夫婦に対し、1回の治療に要した費用のうち、茨城県から受けた補助金の額を差し引いた額について50,000円を限度に助成します（一定の要件を満たす夫婦が対象）。

不育症治療費の助成

☎健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

不育症治療を行った夫婦に対し、1回のみ50,000円を限度に助成します（一定の要件を満たす夫婦が対象）。

茨城県肝炎治療費助成の申請受付

☎健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

申請には条件があります。事前にお問い合わせください。

骨髄移植ドナーの助成

☎健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

日本骨髄バンクが実施する事業において、骨髄または末梢血幹細胞を提供した場合、助成金がでる場合があります。申請には条件がありますので、事前にお問い合わせください。

風しんの予防接種一部助成

☎健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

平成2年4月1日までに生まれた妊娠を希望する女性およびその夫または妊婦の夫に対し、予防接種の一部助成をしています（一人1回限り）。予診票をお渡ししますので、接種前に健康づくり推進課に申請をお願いします。

結婚新生活支援補助金

☎企画課 ☎0297-21-2181

結婚を機に坂東市で新生活を始める夫婦に、30万円を上限に住宅の取得費用・賃借費用・引越し費用を補助します。詳細はお問い合わせください。

● 各種相談

相談名	相談内容	日時	場所・相談先	相談員	担当課（問い合わせ）
無料 法律相談	法律相談に関すること	毎月第1月曜日 10:00～15:00 ※祝日の時は翌日	市役所2階 市民相談室	弁護士 市民相談員	市民協働課 ☎0297-21-2183 ※事前予約が必要
		奇数月第3火曜日 10:00～15:00 ※祝日の時は翌日	猿島公民館 会議室		
一般 市民相談	日常生活の 困りごと	毎週月・火・水・金曜日（法律相談日を除く） 9:00～12:00 13:00～16:00	市役所2階 市民相談室	市民相談員	市民協働課 ☎0297-21-2183 ※電話相談も可能
行政相談	行政に関する 相談	偶数月第2木曜日 13:00～15:00	市役所2階 市民相談室	行政相談委員	市民協働課 ☎0297-21-2183
		奇数月第2木曜日 13:00～15:00	猿島公民館 会議室		
結婚相談	結婚に 関する相談	毎週月・水曜日 毎月第3日曜日 9:00～15:00	市役所2階 結婚相談室	結婚相談員 結婚相談推進員	市民協働課 ☎0297-21-2183 ※事前予約が必要
女性相談	女性が抱える 悩みの相談	毎月第2火曜日 10:00～12:00	市役所1階 会議室	女性相談員	市民協働課 ☎0297-21-2183 ※事前予約が必要
		毎月第4火曜日 13:00～15:00			
消費 生活相談	消費生活に 関する相談	毎週月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00	市役所2階 消費生活相談室	消費生活相談員	市消費生活センター ☎0297-36-2035 ※電話相談も可能
税務相談	税金に 関する相談	毎月第3木曜日 13:30～16:30 (5月、令和4年2・3月を除く)	市役所2階 市民相談室	税理士	関東信越税理士会 古河支部 ☎0297-44-7650 ※事前予約が必要
就職・ 求人相談	求職者の 就職相談	毎月第3金曜日 10:00～12:00 13:00～15:00	中心市街地活性化 センター	就職支援 センター職員	いばらき就職支援センター ☎0296-23-3811 ※事前予約も可能

成人のために

高齢者のために

成人のために

相談名	相談内容	日時	場所・相談先	相談員	担当課(問い合わせ)
人権相談	人権に関する相談	毎月第1金曜日 13:30～15:30(6・12月は特設相談のため要問合せ)	①市役所1階会議室 ②猿島福祉センター研修室(交互に開催)	人権擁護委員	社会福祉課 ☎0297-21-2190
児童相談	児童の養育に関する悩み事	毎週月～金曜日 9:00～16:00	市役所1階 こども課	家庭相談員	こども課 ☎0297-21-2191
子どもの発達相談	子どもの発達・発育に関する相談	毎週月～金曜日 10:00～16:00	こども発達センター つくし(乳幼児期対象) にじ(就学期対象)	発達指導員	こども発達センター つくし☎0297-44-3907 0280-88-0100 にじ☎0297-30-3639
こころの健康相談	こころの病でお困りのとき	毎月1回(木曜日) 14:00～16:00(実施日は要問合せ)	岩井保健センター	精神科医師	健康づくり推進課 ☎0297-35-3121 ※事前予約が必要
こころの電話相談	児童・生徒の教育等に関する相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00	市役所2階 こころの電話相談室 [☎0297-35-7777]	教育相談員	指導課 ☎0297-21-2205
法テラス	法的トラブルでの困りごと	毎週月～土曜日 9:00～21:00(土曜日は17:00まで)	法テラス	専門のオペレーター	法テラス・サポートダイヤル ☎0570-078374
交通事故相談	交通事故に関する相談	毎週月・火・水・金曜日 9:00～12:00 13:00～16:45	県西県民センター 県西地方交通事故相談所 (筑西市二木成615)	専門の相談員	県西地方交通事故相談所 ☎0296-24-9112 ※弁護士への相談は事前予約が必要
	弁護士への交通事故相談	毎月第4水曜日 13:00～16:00		弁護士	
子ども救急電話相談	お子さんが急な病気で心配なとき	毎日(年中無休)24時間対応	[#8000]または [☎050-5445-2856]	専門のオペレーター	茨城県医療政策課 ☎029-301-3186
おとな救急電話相談	大人のかたが急な病気で心配なとき	毎日(年中無休)24時間対応	[#7119]または [☎050-5445-2856]	専門のオペレーター	茨城県医療政策課 ☎029-301-3186
金融相談	事業資金融資に関する相談	毎週第1木曜日 13:00～15:00(5月のみ第2木曜日)	坂東市商工会	日本政策金融公庫職員、商工会職員	坂東市商工会 ☎0297-35-3317 ※事前予約が必要

◎祝日・日程上の都合や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、相談日時が変更となる場合があります。事前に確認をお願いします。



高齢者へのサービス

☎ 介護福祉課 ☎0297-21-2193

事業名	内容	対象
公共交通利用料金助成	医療機関などへの往復に要する公共交通料金を助成します(1年15,000円)。	65歳以上のひとり暮らしのかた ※「公共交通利用料金助成」は、交通手段のない75歳以上の高齢者のみ世帯に1人分の利用券を交付(市民税非課税世帯のみ2人分の利用券を交付)
緊急通報システム	急病・事故など緊急時に消防署へ瞬時に通報できるシステムを設置します(所得状況により費用負担あり)。	
簡易火災警報器	火災発生時に警報音を発生することにより、避難を促します。	
愛の定期便	乳製品を届けながら、安否確認や健康保持・孤独感の解消をします(無料、週2回配達)。	ケアプランまたは介護予防プランにおいて、サービスの提供が適切であると認められた65歳以上のひとり暮らしのかたまたは高齢者のみの世帯
配食サービス	食事の調理が困難なかたに、栄養のバランスのとれた食事を届けながら、安否確認を行います(週3回まで、1食400円程度、昼食のみ)。	
生きがいデイサービス	施設にて生活指導、日常動作訓練、入浴、給食サービスを提供します(1日450円程度、食事実費、そのほかの加算あり)。	介護保険認定されない65歳以上の虚弱なかた
高齢者ショートステイ	在宅で虚弱のかたを、介護者に代わって短期間施設でお預かりします(1日450円程度、食事実費)。	
在宅福祉サービス(坂東市社会福祉協議会)	高齢や病気などのかた(世帯)に家事や話し相手など、必要な生活援助を提供します(年会費1,000円、1時間600～800円)。	市内在住で必要と思われるかた(世帯)
徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊の見られる認知症高齢者を介護している家族に位置情報端末機を貸与し、徘徊高齢者の保護を支援します(基本料金550円/月、電話使用220円/回、インターネット使用110円/回、緊急対処員派遣料11,000円/回※市民税課税状況により費用無料)。	65歳以上のかたで徘徊の見られる認知症高齢者を在宅で介護しているかた
高齢者歩行補助車購入費補助	高齢者歩行補助車の購入費の一部を補助します(購入価格の2分の1、6,000円限度)。	70歳以上で常時つえなどを使用するかた ※過去5年度でこの補助を受けていないかた
通話録音装置等購入費補助	特殊詐欺等からの消費者被害の防止を図るため、通話録音装置等の購入費の一部を補助します(購入価格の2分の1、4,000円限度)。	75歳以上のみの世帯のかた ※過去にこの補助を受けていない世帯のかた
紙おむつ購入費助成	在宅で、常時おむつを使用しているかたに対し、紙おむつ購入助成券を支給します(1,250円券、1か月2枚交付)。	65歳以上の市民税非課税者で、要介護3・4・5のかた(入院・入所を除く)
訪問理髪サービス	在宅のねたきり・認知症のかたに対し、理美容師が自宅に訪問して理髪します。利用は市内の理美容室に限ります(2,000円券、2か月1枚交付)。	

高齢者のために

エリアマップ6図 A-4

介護支援センターあさひ

サービスの種類: 訪問介護・介護予防又は第1号訪問事業
居宅介護・重度訪問介護

■坂東市幸田367
■TEL:0297-47-3533 ■FAX:0297-36-0181
■営業時間/8:00～17:00
■定休日/日曜

Pあり

事業名	内容	対象
介護慰労金支給	在宅のねたきり・認知症高齢者などを介護するかたに支給します。長期入院・入所のかたを除きます(①2万円、②10万円)。	①65歳以上で要介護3・4・5のかたを6か月以上介護しているかた ②65歳以上の要介護4・5で、介護保険のサービスを1年間使っていないかたを介護している市民税非課税世帯のかた
地域ケアシステム	要介護者一人ひとりに保健・福祉・医療の関係者がケアチームを組み、地域全体で各種サービスを提供します。	高齢者など
地域包括支援センター	社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師などの専門職が連携し、行政や地域の医療機関、介護サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者の相談に応じます。	高齢者など
高齢者虐待に関する相談	高齢者への虐待に関する相談、虐待に気づいたかたからの通報などに対応し、高齢者・養護者への支援を行います。	全市民
高齢者運転免許証自主返納等支援事業	タクシーやコミュニティバスなどの交通機関で利用できる公共交通利用券を発行します(1人1回限り15,000円分)。 ☎交通防災課 ☎0297-21-2180	満65歳以上で、運転免許証を自主返納されたかた、もしくは免許証を更新せずに失効されたかた

敬老・シニアクラブ

☎介護福祉課 ☎0297-21-2193

事業名	内容	対象
敬老会	長年にわたり社会・地域の進展に貢献してきたことに敬意を表し、開催します。	75歳以上のかた
長寿顕彰	敬老と長寿を祝福し顕彰状を贈呈します。	88歳に到達するかた
100歳以上誕生日訪問	誕生日に訪問してお祝いします。	100歳以上の誕生日を迎えるかた
敬老祝金支給	敬老と長寿を祝福し敬老祝金を支給します。	77・88・99歳に到達するかた
シルバー人材センター	臨時的または軽易な業務に係る就業機会を提供し、社会参加の促進を図ります。	60歳以上のかた
シニアクラブ活動補助	身近な地域での高齢者の活動や交流、また、介護予防の場としてシニアクラブ活動を支援します。	シニアクラブ

福祉 エリアマップ2画 E-5

生き甲斐づくり応援団
公益社団法人 坂東市シルバー人材センター

高齢者の豊かな経験と能力を活かし、就業を通して自主的に社会参加することによって生きがい高め、地域社会づくりに貢献することを目的とした団体です。

■坂東市辺田48(岩井福祉センター「夢積館」内)
■TEL:0297-35-4811
■営業時間/8:30~17:15 ■定休日/土曜・日曜・祝日
■URL: <http://www.bandosjc.sakura.ne.jp/>

あり

福祉 エリアマップ2画 E-5

みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち
坂東市社会福祉協議会

わたしたちは、地域福祉の担い手として「誰もが安心して暮らすこと」のできる福祉のまちづくりのために日々、活動しています。

■本所:坂東市辺田48(岩井福祉センター「夢積館」)
■支所:坂東市山2721(猿島福祉センター「ほほえみ」)
■TEL:0297-35-4811 ■営業時間/8:30~17:15
■定休日/土曜・日曜 ■URL: <https://www.bando-shakyo.jp/>

あり

養護老人ホーム入所

☎介護福祉課 ☎0297-21-2193

事業名	内容	対象
養護老人ホーム入所措置	環境上の理由および経済的な理由により、自宅での生活が困難なかたを養護老人ホームへ入所措置します(本人の収入および扶養義務者の所得に応じての負担あり)。	65歳以上で経済的、環境的に困っているかた

予防接種助成

☎健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

事業名	内容	対象
インフルエンザ予防接種の一部助成	年度内1回限り 2,000円 ※毎年10月1日~翌年1月31日	・満65歳以上のかた ・満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器疾患、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能などの障がいのあるかた(身体障害者手帳1級程度※内部疾患に限る)
高齢者肺炎球菌予防接種の一部助成	1回限り3,000円	【定期予防接種】…過去に肺炎球菌ワクチンを接種していないかた(初めて接種するかた) ・年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳になるかた ・満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能などの障がいのあるかた(身体障害者手帳1級程度※内部疾患に限る) 【任意予防接種】…市の助成を1回も受けていないかた ・65歳以上で定期予防接種対象年齢以外のかた



● 障がいがあるかたのために 各種手当・助成

☎ 社会福祉課 ☎0297-21-2190

身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳は、視覚、聴覚、肢体などの永続する障がいのあるかたが更生医療、補装具、日常生活用具の給付等の各種サービスや支援を受けるために必要となるものです。

指定医師の診断書を添えて申請し、認定を受けた場合に交付されます。

療育手帳の交付

療育手帳は、児童相談所や福祉相談センターにおいて知的障がいと判定されたかたに交付されます。知的障がい児（者）に対し、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために必要となるものです。

精神障害者保健福祉手帳の交付

一定の精神障がいの状態にあるかたに交付されるもので、等級により各種サービスが受けられます。

自立支援医療（精神通院）制度

精神通院医療を促進し、その適正な医療の普及を図るため、通院医療に要する費用の一部を公費で負担する制度です。原則として医療費の1割が自己負担となります。

自立支援医療（更生医療・育成医療）制度

身体に障がいのあるかたが生活上の便宜を増すために障がい程度を軽くしたり、機能を回復し職業能力を増進するため、手術などに要する費用の一部を公費で負担する制度です。原則として医療費の1割が自己負担となります。

特別障害者手当

特別障害者手当は、精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上、在宅のかたに支給されます。

障害児福祉手当

障害児福祉手当は、精神または身体に重度の障がいがあるため日常生活で常時介護を必要とする20歳未満、在宅のかたに支給されます。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育しているかたに支給されます。

在宅障害児福祉手当

在宅障害児福祉手当は、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育しているかたに支給されます。特別児童扶養手当に該当する程度の障がいのある児童が対象です。

補装具の給付、修理

障がい者の障がいのある部分を補って、必要な身体機能を獲得し、または補うために用いられるつえ、補聴器、義肢、装具、車いすなどの用具の交付・修理を行います。原則として費用の1割が自己負担となります。

日常生活用具の給付

障がい者の日常生活が円滑に行われるよう、特殊寝台、特殊マット、点字器、ストマ用装具などの日常生活用具の支給を行います。原則として費用の1割が自己負担となります。

公共交通利用料金助成

障がい者が医療機関などへの通院で公共交通機関を利用する場合に、年15,000円分の助成券が支給されます。ただし、自動車税・軽自動車税の減免措置を受けているかたを除きます。

心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が一定の掛け金を拠出し、その保護者に万一のことがあった場合は、その障がい者に対して終身年金が支給されます。

障害者福祉サービス

障害者総合支援法にもとづき、障がい者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、個別に支給決定を行います。生活上または療養上の必要な介護を受ける「介護給付」、身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を受ける「訓練等給付」、市が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。原則として費用の1割が自己負担となります。

● 生活にお困りのかたのために 各種手当・助成

☎ 社会福祉課 ☎0297-21-2190

生活保護

生活保護は、病気や高齢などで仕事ができなくなったり、そのほかの理由で収入が少なくなり、最低限度の生活が維持できない世帯に、程度に応じた援助をし、一日も早い自立の手助けを目的としています。世帯全体の働く能力や資産の活用、親族からの援助など、できる限りの努力をしたうえで、国で決めた最低生活基準に満たない分だけが保障されます。

生活困窮者自立支援制度

働きたくても働けない、住むところがないなどの困りごとをご相談ください。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、ほかの専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

● おくやみ手続き一覧表

亡くなったかたについての、主な手続きを記載しています。ご不明な点は、お問い合わせください。

項目	亡くなったかた	主な手続き	担当課
年金	年金を受給している	未支給年金の請求	保険年金課 ☎0297-21-2187
	国民年金に加入したことがある	死亡一時金・遺族基礎年金・寡婦年金の請求	
後期高齢者医療	後期高齢者医療制度に加入している	・保険証の返還 ・葬祭費の申請 ・給付受領申請	市民課 ☎0297-21-2186
医療福祉	医療費助成制度（マル福・すこやか）を受けている	受給者証の返還	
	18歳未満のお子さんがいる	医療費助成制度の申請（ひとり親家庭になったとき）	
国民健康保険	国民健康保険に加入している（同世帯に国民健康保険加入者がいる世帯主）	・保険証・限度額認定証等の返還、世帯主の変更（国民健康保険税の変更を含む） ・葬祭費の申請 ・高額療養費の請求（該当者のみ）	
住民登録	印鑑登録をしている	印鑑登録証の返還	
課税	個人住民税が課税されている	相続人代表者（納税通知書送付先）の指定	課税課 ☎0297-21-2213
	固定資産税が課税されている	相続人代表者（納税通知書送付先）の指定	
	未登記家屋を所有している	未登記家屋の所有者変更	
	原動機付自転車・小型特殊自動車等を所有している	廃車または所有者・使用者の変更	
	排気量126cc以上のバイク、軽自動車等を所有している	・納税通知書送付先の変更 ・廃車・所有者・使用者の変更（手続き：下記場所） バイク：茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所 軽自動車：軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所	
収納	市税等の口座振替をしている	振替口座変更の届出	収納課 ☎0297-21-2208
子ども	保育所等に入所しているお子さんがいる	支給認定証変更の届出	こども課 ☎0297-21-2191
	児童手当の受給者または支給対象児である	受給者変更または消滅の届出	
	児童扶養手当の受給者または支給対象児である	受給者変更または消滅の届出	
	18歳未満のお子さんがいる	・児童扶養手当の申請（ひとり親家庭になったとき） ・母子家庭等児童学資金または交通遺児学資金の申請（小学校児童・中学校生徒がいる）	
介護福祉	65歳以上または要介護認定を受けている	介護保険被保険者証の返還	介護福祉課 ☎0297-21-2193
社会福祉	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証・障害福祉サービス受給者証を持っている	手帳・受給者証の返還	社会福祉課 ☎0297-21-2190
	指定難病特定医療費受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている	受給者証の返還	
	障がい等を事由とする手当を受けている	受給者変更または喪失の届出	
水道	上水道を使用している	給水装置の所有者、使用者変更の届出	水道課 ☎0297-35-2114
生活環境	犬の飼い主として登録している	飼い主変更の届出	生活環境課 ☎0297-21-2189
	墓地管理者になっている	墓地管理者変更の届出	
	浄化槽を設置している	管理者変更の届出	
農業委員会	農地を所有している	権利取得（相続）の届出	農業委員会事務局 ☎0297-21-2206
	農業者年金に加入している	死亡関係の届出（提出先：JA（農業協同組合））	
住宅	市営住宅に入居している	異動または承継または返還の届出	管財課 ☎0297-21-2179

● 証明書の交付

☎ 市民課 ☎0297-21-2186

戸籍や住民票などの各種証明は、市民課またはさしま窓口センターの窓口で直接請求するか、郵送での請求をお願いします（電話による請求はできません）。また、証明書を申請する際には、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住基カードなど）をおもちください。

	証明の種類	手数料	内容	郵便請求	備考	
戸籍に関する証明	戸籍謄本・抄本	450円	戸籍に記載されている全員のもの（謄本）と、必要とするかたのもの（抄本）があります	○	戸籍に関する証明などは、本籍地以外では発行できません。また、本人・配偶者・直系の親族以外は委任状が必要です。	
	除籍謄本（改製原戸籍を含む）	750円	除かれた戸籍に記載された全部を写したもの	○		
	戸籍の附票の写し	300円	住所の移り変わりを記載しているもの	○		
	身分証明書	300円	成年後見人や破産宣告などを受けていないことの証明書	○		本人以外は委任状が必要です。
	受理証明書	350円	戸籍の届出書が受理されたことの証明書	○		届出書を提出した市区町村のみで発行します。届出人（出生届については父または母）以外は委任状が必要です。
	記載事項証明書	350円	戸籍に記載されている事項についての証明書	○		
	死亡診断書の写し	350円	「簡易保険」や「公的年金」等の手続きに必要な場合のみ発行できます。	×		年金証書や簡易保険証書等、必要とすることを確認できる書類が必要です。
住民登録に関する証明	住民票の写し（世帯全員）	300円	住民票に記載されている世帯全員を写したもの	○	・本人および同一世帯以外のかたが住民票を請求する際には委任状が必要です。委任状によるマイナンバーおよび住民票コード入りの住民票請求については本人宛郵送による交付となります。 ・亡くなられたかたの除住民票請求は、請求者が利害関係人の場合に限りです。また、マイナンバーの記載はできません。	
	住民票の写し（個人）	300円	住民票に記載されている個人を写したもの	○		
	除住民票の写し（個人）	300円	除かれた住民票に記載されている個人を写したもの	○		
	住民票記載事項証明書	300円	住民基本台帳に記載されている事項についての証明	○		
	軽自動車住所証明書	無料	軽自動車購入に必要なとされるもので、住民基本台帳に記載されている事項についての証明	○		
証明印鑑	印鑑登録証明書	300円	登録されている印鑑の証明	×	請求には印鑑登録証が必要です。	

※税証明書の一部を取得することができます。

● 休日の窓口業務

☎ 市民課 ☎0297-21-2186

毎週日曜日は、証明書交付窓口を開設します（委任状不可）。

日曜日の証明書発行業務

- 戸籍謄本・抄本
- 印鑑登録証明書
- 住民票謄本・抄本

休日の戸籍届出

日直がお預かりします。住所変更などの手続きがある場合は、後日市役所にお越しいただけます。



▲ばんだう市民カード（カード型の印鑑登録証）



▲マイナンバーカード

● マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付

☎ 市民課 ☎0297-21-2186

有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをおもちのかたは、全国のコンビニエンスストアなどに設置しているマルチコピー機で、証明書交付サービスがご利用いただけます。

取得できる証明書の種類と手数料

種類	手数料（1通）
住民票の写し	200円
印鑑登録証明書	200円
課税（非課税）証明書【最新年度分】	200円
所得証明書【最新年度分】	200円
所得証明書（児童手当用）【最新年度分】	200円

必要なもの

マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）

利用できるコンビニエンスストア等

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、イオンリテールなど

ご利用可能時間

6:30～23:00
※12月29日～1月3日とシステムメンテナンス日等を除きます。

● 戸籍に関する届出

☎ 市民課 ☎0297-21-2186

戸籍は日本国民の身分関係を登録・公証する重要な公簿です。届出期間が決められていますので、期間内の届け出をお願いします。

種類	届出期間	届出人	届け出の場所	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父または母	生まれた子の本籍地・出生地、届出人の所在地	○届出書 ○母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族または関係人	亡くなったかたの本籍地・死亡地、届出人の所在地	○届出書
婚姻届	届けた日から効力を生じます	夫妻 (成人の証人2人が必要)	夫妻の本籍地・所在地	○届出書 ○本籍地以外の市区町村に提出する場合は戸籍謄本1通 ○未成年者は父母の同意書★
離婚届(協議)	届けた日から効力を生じます	夫妻 (成人の証人2人が必要)	夫妻の本籍地・所在地	○届出書 ○本籍地以外の市区町村に提出する場合は戸籍謄本1通
転籍届	届けた日から効力を生じます	戸籍の筆頭者と その配偶者	転籍地、本籍地、所在地	○届出書 ○戸籍謄本1通

※上記届け出のほかに養子縁組届、養子離縁届、認知届などがあります。

※土・日曜日、祝日は日直がお預かりします。住所変更などの手続きがある場合は、後日市役所にお越しいただけます。

※婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知の届け出については、窓口来庁者の本人確認を行っています。来庁時には本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住基カードなど)をおもちください。

※届け出に関連するそのほかの手続きについては、各担当課にお問い合わせください。

※★は法改正により、令和4年4月1日から必要ありません。

● 住民登録に関する届出

☎ 市民課 ☎0297-21-2186

住民登録をすると住民基本台帳が作成され、あなたの住所や世帯主が記録されます。これをもとに、選挙、保険、年金、就学などの資格や権利義務関係の基礎として使用されます。

住所や世帯に変更が生じた場合には、定められた期間内の届け出をお願いします。

届出の種類	届出期間	届出人	必要なもの
転入届	坂東市に転入してきたとき	本人、世帯主(委任状可)	○転出証明書
転出届	他の市区町村に転出するとき	本人、世帯主(委任状可)	○国民健康保険証(加入者のみ) ○印鑑登録証または市民カード(登録者のみ)
転居届	坂東市内で住所が変わったとき	本人、世帯主(委任状可)	○国民健康保険証(加入者のみ)
世帯主変更届	世帯主が変わったとき	本人、世帯主(委任状可)	○国民健康保険証(加入者のみ)

※小・中学校の転校の手続きは住民異動届と同時にを行います。

※上記の届け出について、窓口来庁者の本人確認を行っています。来庁時には本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住基カードなど)をおもちください。

司法書士・行政書士 エリアマップ2区 D-2

お気軽にご相談ください!

森島司法書士行政書士事務所

不動産登記(相続、贈与、売買、抵当権抹消等)
相続、遺言、成年後見・会社の設立、役員変更等商業登記手続

■坂東市辺田1469-2
■TEL:0297-35-0258 ■FAX:0297-35-0268
■営業時間/9:00~18:00 ■定休日/土曜・日曜・祝日
■E-mail: morishima@moishima-office.com (茨城司法書士会・茨城県行政書士会所属) Pあり

神社 エリアマップ5区 E-2

弓田香取神社

■坂東市弓田274
■TEL:0297-35-1847 Pあり

● 印鑑登録

☎ 市民課 ☎0297-21-2186

登録資格は満15歳以上で、坂東市に住民登録をしているかたです。登録できる印鑑は、1人につき1個です。

印鑑登録するには

(1) 本人が申請する場合

登録する印鑑、顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住基カードなど官公庁発行のもの)をおもちください。

※本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

① 顔写真付きの本人確認書類をおもちでない場合

・坂東市に印鑑登録をされているかたに保証人となつていただくことにより、印鑑登録ができます。登録する印鑑、本人確認書類(健康保険証など)をおもちになり、保証人と一緒にお越しください。

・保証人のかたは、登録している印鑑と本人確認書類をおもちください。

② 顔写真付きの本人確認書類がなく保証人もいない場合

・登録する印鑑と本人確認書類(健康保険証など)をおもちください。

・申請を受けた後、本人確認のため、本人宛に照会書および回答書を郵送します。書類が届きましたら、本人が回答書に署名および登録する印鑑を押印し、照会書および回答書と登録する印鑑、本人確認書類(健康保険証など)をおもちください。

(2) 代理人が申請に来る場合

・登録する印鑑、登録する本人が作成した委任状、代理人の印鑑、代理人の顔写真付き本人確認書類をおもちください。

・申請を受けた後、登録する本人の登録意思を確認するために、登録する本人宛に照会書および回答書を郵送します。書類が届きましたら、登録する本人が回答書に署名および登録する印鑑を押印し、本人または代理人が照会書および回答書と登録する印鑑をおもちください。(代理人の場合は、登録する本人が作成した委任状、代理人の印鑑、代理人の顔写真付き本人確認書類が必要です。)

(3) 成年被後見人のかたが申請する場合

・登録する印鑑と顔写真付きの本人確認書類をおもちください。

・法定代理人と一緒にお願いします。代理人による申請はできません。

・法定代理人のかたは、法定代理人である証明(概ね6か月以内発行の登記事項証明書など)と顔写真付きの本人確認書類をおもちください。

登録できない印鑑

住民基本台帳などに記載されている氏名以外のもの、印鑑の大きさが一辺が25mmの正方形に収まらないものまたは8mmの正方形に収まるもの、ゴム印やスタンプ形式のもの、変形しやすいもの、欠けていたり、すり減っていたりして不鮮明なものなどは登録できません。

● パスポートの申請・交付

☎ 市民課 ☎0297-21-2186

坂東市にお住まいのかたは市役所でパスポートを申請・受領できます。

申請できるかた

坂東市にお住まいで住所登録のあるかた

受け付けおよび交付の時間・場所

月～金曜日 9:00～16:45

(土・日曜日、祝日は除く)

※交付に限り、日曜日の午前中も行っています(予約制)

市民課内パスポート窓口

必要書類

①一般旅券発給申請書(市役所にあります)

②戸籍謄本または戸籍抄本(本籍地が坂東市にあるかたは、市役所で1通450円です)

③写真(たて45mm×よこ35mm、6か月以内に撮影されたもの)

④申請者本人を確認できる書類(コピーは不可)

※1つで確認が足りる書類と2つ必要とする書類がありますので、詳しくは旅券申請のご案内(市役所にあります)や、県パスポートセンターのホームページでご確認いただくか、市民課までご連絡ください。

⑤前回発行の旅券(おもちのかた)

申請から交付までの日数

申請日から平日だけを数えて8日目以降です。申請の際に旅券引換書を交付しますので、手数料とあわせておもちください。

種類と手数料

種類	収入印紙	茨城県証紙	合計
10年	14,000円	2,000円	16,000円
5年	9,000円	2,000円	11,000円
12歳未満	4,000円	2,000円	6,000円
記載事項変更	4,000円	2,000円	6,000円
査証(ビザ)欄の増補	2,000円	500円	2,500円

※収入印紙および茨城県証紙は市役所で購入できます。

(土・日曜日、祝日は除く)

寺院 エリアマップ7区 C-3

曹洞宗 万年山
東陽寺

600年の歴史と伝統誇る古刹。
木造薬師如来坐像・銅造阿彌陀如来立像(市指定文化財)

■坂東市矢作2674
■TEL:0297-38-2098
■FAX:0297-38-0518 Pあり

● 住民税

☎ 課税課 ☎0297-21-2213

市・県民税（個人住民税）

前年中（1～12月）の所得（給与・事業など）を基礎として、1月1日現在に居住している市区町村で課税します。

なお、個人住民税は、均等割と所得割から構成されます。

●申告の時期

毎年3月15日までに1月1日現在に居住している市区町村へ申告します。

●申告が必要なかた

市内に住所があるかたは、原則として申告をしなければなりません。ただし、次のかたは必要ありません。

- ・所得税および復興特別所得税の確定申告をするかた
- ・給与所得、または公的年金所得のみのかた（支払者が給与支払報告書を市役所に提出しているかた）

なお、ほかの所得のある場合や所得控除の追加、または変更がある場合には申告が必要になります。

法人市民税

市内に事務所、事業所がある法人に課税されます。各事業年度終了の日の翌日から2か月以内に確定申告をします。また、当該事業年度開始の日以降6か月を経過した日から2か月以内に中間申告が必要な場合もあります。

● 市たばこ税

☎ 課税課 ☎0297-21-2213

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者が市内の小売業者に売り渡した「たばこ」に対してかかる税です。税率は、たばこ1,000本につき6,552円です。つまり、20本入りのたばこ1箱に131.04円の市たばこ税が含まれています。

● 固定資産税

☎ 課税課 ☎0297-21-2213

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産を所有されているかたに課税されます。税額は評価額から求められる課税標準額に、税率1.4%をかけて算出します。

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産税の納税者が、ほかの土地や家屋の価格と比較をすることにより、自己の土地や家屋の評価が適正なものかを判断する資料として、毎年4月1～30日（土・日曜日、祝日を除く）に、市内すべての土地や家屋の内容を確認することができます。

新築住宅に対する固定資産税の減額措置

住宅を新築すると、その住宅の構造により新築後一定期間、固定資産税が2分の1に減額されます。

●対象となる住宅

専用住宅または居住部分が2分の1以上の併用住宅のうち、その居住部分の床面積が50㎡（共同住宅は1戸あたり40㎡）以上280㎡以下のもので、減額されるのは床面積が120㎡までの部分です。

●減額される期間

- 一般住宅…新築後3年間（認定長期優良住宅は5年間）
- 3階建て以上の中高層耐火住宅…新築後5年間（認定長期優良住宅は7年間）

都市計画税

都市計画税は、毎年1月1日現在、市街化区域内に土地、家屋を所有されているかたに課税されます。

税額は評価額から求められる課税標準額に、税率0.3%をかけて算出します。固定資産税と同一納付書で納めていただきます。

● 軽自動車税（種別割）

☎ 課税課 ☎0297-21-2213

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在、原動機付自転車や軽自動車などを所有しているかたに対し課税されます（年度途中で廃車しても課税されます）。使用しなくなった場合には、速やかに廃車の手続きをお願いします。

軽自動車の登録

市で登録・廃車ができるのは、125cc以下のバイクと小型特殊自動車です。それ以外の場合、二輪車は茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所（☎050-5540-2018）、四輪車は軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所（☎050-3816-3106）で手続きをお願いします。

●登録に必要なもの

- ①標識交付申請書（窓口にあります）
- ②販売証明書または譲渡証明書
- ③運転免許証

●廃車に必要なもの

- ①廃車申告書（窓口にあります）
- ②標識交付証明書
- ③ナンバープレート

● 税の証明書の交付

☎ 課税課 ☎0297-21-2213 収納課 ☎0297-21-2208

税の証明書は、課税課、収納課またはさしま窓口センターの窓口で直接請求するか、郵送での請求をお願いします（電話による請求はできません）。また、申請の際には本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住基カードなど）をおもちください。代理人が申請する場合は委任状が必要となります。

証明書・閲覧手数料

証明の種類	手数料	備考
★市県民税所得証明書	300円	
★市県民税所得証明書（児童手当用）	300円	必要とする年度の1月1日現在に、坂東市に住所のあるかたが申請できます。
★市県民税非課税証明書	300円	
★市県民税課税証明書	300円	
◆★納税証明書	1税目300円	
◆★未納のない証明書	300円	証明書に反映されるまでに10日前後かかる場合がありますので、納付後2週間以内の申請の際は領収書をおもちください。
◆★軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）	無料	
◆★国民健康保険税普通徴収納付済確認書	無料	
★土地・家屋評価証明書	300円	所有者または相続人以外の申請の場合は委任状が必要となります。相続人確認のため、戸籍謄本の提示をお願いすることがあります。
★土地・家屋公課証明書	300円	
名寄台帳写	300円	
★所有不動産証明書	300円	
★登載証明書	300円	未登記の場合は委任状が必要です。
現況証明書	300円	
滅失証明書	300円	証明願が必要となります。
住宅用家屋証明書	1,300円	
固定資産税土地一覧表閲覧	300円	一覧表1枚につき
地積集成図	10円	1/1000縮尺 A3（横）
土地公図写	300円	1/500縮尺 A3（横）
★事業所所在証明書	300円	軽自動車用のものは無料です。

※◆は収納課に申請するもの、★はさしま窓口センターでも申請できるものになります。

※軽自動車の登録、住所変更などが1か月以内の場合で軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）が必要な時は、車検証または車検証のコピーをおもちください。



● 納税

☎ 収納課 ☎0297-21-2208

納付場所

市役所（会計課）、さしま窓口センター、常陽銀行、筑波銀行、茨城県信用組合、結城信用金庫、岩井農業協同組合、茨城むつみ農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行、郵便局（関東各都県・山梨県に限る）、コンビニエンスストア

納付方法

①口座振替を金融機関に依頼し、口座から引き落とす。（推奨）

②納付書による現金納付

③スマートフォン専用アプリ（PayPay、LINE Pay、Pay B）を利用して納付

※納税の口座振替手続き

市内の金融機関に備えてある口座振替依頼書に必要事項を記入、押印し、引き落としを希望する金融機関に直接ご提出をお願いします。

●口座振替取扱金融機関

①常陽銀行、筑波銀行、茨城県信用組合、結城信用金庫、岩井農業協同組合、茨城むつみ農業協同組合、中央労働金庫

②ゆうちょ銀行および郵便局

●申し込みに必要なもの

通帳またはキャッシュカード、金融機関届出印

納期について

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

差押

納期限が過ぎて督促状が発布されても市税を納付していただけない場合は、税の公平性を確保するため、財産の差押を受けることになりますので、納期内の納付をお願いします。

休日納付・夜間納付および納税相談

毎月第1日曜日に、収納課で納付および納税相談ができます。

また、第3水曜日は夜間窓口を実施しています（19:15まで）



● 国民健康保険

☎ 保険年金課 ☎0297-21-2187

国民健康保険は、病気にかかったり、けがをしたときに安心してお医者さんにかかるよう、経済的な負担をお互いに助け合う社会保障制度のひとつです。

国民健康保険の加入対象者

世帯主がまとめて加入手続きを行い、1人に1枚の保険証が交付されます。

一般	職場の健康保険や後期高齢者医療制度に入っているかた、生活保護を受けているかたを除くすべてのかた
退職者医療制度	厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられるかたで、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上であるかた（平成27年3月31日までに加入のかたが対象）
70歳以上の医療	70歳になられると、保険証とは別に自己負担割合（1・2割または3割）を示す「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます（70歳に達した日の翌月から適用されます）

国民健康保険の手続き

国民健康保険の加入対象者に該当するようになったり、該当しなくなったときは、14日以内に届け出をお願いします。手続きには、窓口に来るかたの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住基カードなど官公庁発行の顔写真が付いたもの）、世帯主および該当者のマイナンバーのわかるものが必要です。

	こんなとき	手続きに必要なもの	
加入するとき	転入したとき	年金手帳	
	職場などの健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書）、年金手帳	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、年金手帳	
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、扶養するかたの保険証	
	外国籍のかたが加入するとき	在留カード	
やめるとき	転出するとき	保険証、年金手帳	
	職場などの健康保険に加入するとき	国民健康保険証と職場の両方の保険証、年金手帳	
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、年金手帳	
	死亡したとき	保険証	
そのほか	市内で住所が変わったとき	保険証、年金手帳	
	世帯主が変わったとき		
	氏名が変わったとき		
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	別世帯のかたが申請する場合は委任状	
	保険証を紛失したとき ※世帯主申請		
	修学のため子どもがほかの市区町村に住むとき		保険証、在学証明書、新しい住所の住民票
	退職者医療制度の該当になったとき		保険証、年金証書

国民健康保険税の納付

保険税は、国や県の補助金と同様に国民健康保険事業の運営を支える貴重な財源です。保険税は前年の所得金額や世帯の加入者数などにより算定し、世帯主に課税されます。保険税の納税義務者は、世帯主自身が国民健康保険に加入されていない場合でも世帯主になります。また、65歳以上で年金受給者世帯の世帯主であるかたは、年金から天引き（特別徴収）されます。対象となる年金は、老齢年金や退職年金などで、年金の年間受給額が18万円以上であり、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超えない場合に限ります。

国民健康保険の給付

種類	こんなとき
高額療養費	同じかたが同じ月内に同じ医療機関に一定額以上の自己負担金を支払った場合、その超える額について国民健康保険が負担します。ただし、差額ベッド代や食事代、歯科自由診療などは対象になりません。
出産育児一時金	国保の加入者が出産したときに支給されます。妊娠85日以降であれば、死産・流産でも支給されます。出産育児一時金は原則として、国保から直接医療機関に支払う「直接支払制度」が導入されています。また、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合には、16,000円が上乗せして支給されます。 ※ほかの医療保険から出産育児一時金が支給されるかたは、国保から給付を受けることはできません。
葬祭費	国保の加入者が亡くなったときは、その葬儀を行ったかたに葬祭費が支給されます。
療養費	緊急のときややむを得ない理由で保険証をもたずに診療を受けたとき（海外での治療を含む*）などは、申請により支給されます。また、医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代、はり、きゅうなどの費用の自己負担分を除いた額の払い戻しを受けることができます。申請の際は、医師の証明書（同意書）や領収書が必要となります。 *海外療養費について 海外の病院などで病気やけがの治療を受けた場合、日本国内同様の療養費の支給が受けられます。支給額は、日本国内で同様の病気にかかった場合の国民健康保険で扱う範囲内です。ただし、治療を目的とした海外診療は支給対象外となります。 なお、申請時に必要な書類などは、次の通りです。 1. 診療内容明細書（診療を受けた病院の医師による証明） 2. 領収書 3. 療養費申請書 4. 保険証 5. パスポート 6. 認印 7. 世帯主名義の振込先の確認できるもの ※1.および2.の書類が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文（翻訳者の住所・氏名を記載）が必要です。

特定健診

特定健診は、40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームやその予備群となるかたを早期に見出し、生活習慣病を未然に防ぐことを目的として実施しています。

●特定健診内容

身体測定（身長・体重・腹囲測定）、血圧、血液検査（血糖・脂質・肝機能検査）、尿検査（尿糖・尿たんぱく）など

●健診に必要なもの

特定健診受診券、保険証

人間ドック等の健診

40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に人間ドック、併診（人間・脳）ドックの助成を実施しています。



医療費の助成制度

☎ 保険年金課 ☎0297-21-2187

医療福祉費支給制度（マル福）…県の制度

妊産婦、小児、ひとり親家庭（母子・父子家庭）、重度心身障がいのかたが、保険診療で医療機関などにかかる場合の一部負担金を助成します。申請により窓口で「☎医療福祉費受給者証」の交付を受けてください。ただし、所得制限があります。

対象者		県内医療機関での受診	県外医療機関での受診
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けたかた ※産婦人科等、妊娠に関連する疾病で受診する医療機関のみ	保険証と「☎医療福祉費受給者証」を提示し受診してください。 ◎自己負担金 <外来> 医療機関ごとに1日600円まで (月2回限度)	「☎医療福祉費受給者証」は使えません。 医療保険各法に定める一部負担金をお支払いください。保険診療で外来・入院自己負担金を超える金額を支払った場合は、支給申請の手続きをしてください。 ◎支給申請に必要なもの 受給者証、領収書、金融機関などの通帳
小児	0～18歳になる年の年度末までのかた ※中学生以上は入院のみ	<入院> 医療機関ごとに1日300円まで (月3,000円を限度)	
ひとり親家庭	母子・父子家庭で18歳（障がい児および高校在学者の場合は20歳）になる年の年度末までのかたとその母または父	保険証と「☎医療福祉費受給者証」を提示し受診してください。 自己負担金はなし	
重度心身障がい者	・身体障害者手帳1・2級のかた ・療育手帳A・Aのかた ・療育手帳Bかつ身体障害者手帳3級のかた ・身体障害者手帳3級の内部障がい者（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい・肝臓機能障がい）のかた ・障害年金1級のかた ・精神障害者保健福祉手帳1級のかた ※65歳以上のかたは、後期高齢者医療保険加入が要件	保険証と「☎医療福祉費受給者証」を提示し受診してください。 自己負担金はなし	

すこやか医療費支給制度…坂東市独自の制度

妊産婦、小児のかたで、医療福祉費支給制度（マル福）に該当しないかたが、保険診療で医療機関などにかかる場合の一部負担金を助成します。申請により窓口で「すこやか医療費受給者証」の交付を受けてください。ただし、妊産婦のかたは所得制限があります。

対象者		県内医療機関での受診	県外医療機関での受診
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けたかた ※マル福に該当しない疾病のみ	医療保険各法に定める一部負担金をお支払いください。保険診療で外来・入院自己負担金を超える金額を支払った場合は、支給申請の手続きをしてください。 ◎支給申請に必要なもの 受給者証、領収書、金融機関などの通帳	
小児	0～18歳になる年の年度末までのかた ※所得制限によりマル福が受けられないかたと中学生以上の外来のみ	保険証と「すこやか医療費受給者証」を提示し受診してください。 ◎自己負担金 <外来> 医療機関ごとに1日600円まで (月2回限度) <入院> 医療機関ごとに1日300円まで (月3,000円を限度)	「すこやか医療費受給者証」は使えません。 医療保険各法に定める一部負担金をお支払いください。保険診療で外来・入院自己負担金を超える金額を支払った場合は、支給申請の手続きをしてください。 ◎支給申請に必要なもの 受給者証、領収書、金融機関などの通帳

● 国民年金

☎ 保険年金課 ☎0297-21-2187

日本に住む20歳以上60歳未満のかたは、国民年金に加入することが義務付けられています。

国民年金の加入の種類（3種類）

- 第1号被保険者（自営業・学生など）
- 第2号被保険者（会社員・公務員）
- 第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）
- 任意加入被保険者…希望すれば加入することができるかた
 - ・日本国内に住所がある60歳以上65歳未満のかた（老齢基礎年金を受けていないかた）
 - ・日本国内に住所がある65歳以上70歳未満のかた（昭和40年4月1日以前生まれで、受給資格期間を満たしていないかたに限り）
 - ・海外に在住し、日本国籍を有している20歳以上65歳未満のかた

国民年金保険料

月額16,610円（令和3年度）です。
 ※保険料を納め忘れた場合、2年以内であればさかのぼって納めることができますが、2年を過ぎると時効により納められなくなります。

付加年金

国民年金基金に加入していない第1号被保険者は、定額の保険料を納付する際に、あわせて付加保険料を納めると、老齢基礎年金を受給するときに、上乘せの付加年金を受けることができます。
 『付加保険料額』 月額400円
 『付加年金額』 年額200円×納付月数

免除制度（納付が困難なかた）

- 申請免除

申請して承認されると免除になります。所得の減少や失業などで保険料を納めることが困難なときには、本人の申請によって保険料の納付が免除されます。本人と配偶者と世帯主の所得に応じて保険料の全額または一部（4分の1、2分の1、4分の3）が免除になります。

※承認された一部保険料を納付しなかった場合、その期間の一部免除は無効となり、未納扱いになりますのでご注意ください。

若年者納付猶予制度（50歳未満のかた）

同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定以下の20歳以上50歳未満のかたは、申請により保険料の納付を後払いにできます。

学生納付特例制度（学生）

本人の所得が一定以下の学生は、申請により在学期間中の保険料を後払いにできます。

保険料の追納

免除または猶予の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。そこで、10年以内であれば、後から保険料を納めること（追納）ができます。承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料に対し、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間や免除期間などの受給資格期間が10年以上あるかたが、原則として65歳から受けられる年金です。20～60歳になるまでの40年間保険料を納めたかたは満額を受けることができます。
 ・年額780,900円（令和3年4月）
 （原則として20～60歳までの40年間すべて保険料を納めたときの額）

障害基礎年金

国民年金に加入中（もしくは20歳前や60歳以上65歳未満で日本に住んでいる間）に初診日*のある病気やけがで政令に定める1級または2級の障がいの状態になったかたが受けられます。
 ※初診日とは障がいの原因となった病気やけがで初めてお医者さんにかかった日のことです。
 ・年額976,125円…1級障がい（令和3年4月）
 ・年額780,900円…2級障がい（令和3年4月）
 生計を維持されている子（18歳到達年度末日までの子または20歳未満で1・2級の障がいのある子）がいるときは加算されます。

遺族基礎年金

国民年金加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいるかた）や老齢基礎年金を受けているかた、受けられるかたが亡くなったとき、亡くなったかたに生計を維持されていた子のある配偶者または子が受けられます。
 （子のある配偶者…子1人の場合の例）
 ・年額1,005,600円（令和3年4月）
 （基本額780,900円+子1人の加算額224,700円。子とは18歳到達年度末日までの子または20歳未満で1・2級の障がいのある子をいいます）

寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫が亡くなったとき、10年以上婚姻関係（事実婚も含む）のあった妻が60～65歳になるまで受けられます。

変更があったら、忘れずに届け出を

こんなとき		変更後の被保険者の種別	届出先
自営業・学生など	会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
	会社員・公務員と結婚し扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
会社員・公務員	退職した	第1号被保険者	市区町村
	退職し、すぐに再就職した	第2号被保険者	新しい勤務先
	会社員・公務員と結婚し扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
会社員・公務員に扶養されている配偶者	扶養資格を喪失した	第1号被保険者	市区町村
	配偶者が退職して自営業（第1号被保険者）になった	第1号被保険者	市区町村
	会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先



● 後期高齢者医療

☎ 保険年金課 ☎0297-21-2187

後期高齢者医療保険への加入

平成20年4月に「老人保健制度」が廃止され、新しく「後期高齢者医療制度」が始まりました。県内すべての市町村が加入する茨城県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しています。申請や届け出などの窓口は市役所です。

●対象となるかた

- 75歳以上のかた
- 65歳以上75歳未満の一定の障がいのあるかた

●自己負担

病院、診療所で保険証を提示すれば、医療費は一部負担で済みます。保険証には自己負担割合が記載されています。

●後期高齢者医療制度の届け出

手続きには、該当者のマイナンバーのわかるものが必要です。

こんなとき	届け出に必要なもの
一定の障がいのあるかたが65歳になったとき	保険証、障がいの程度わかる書類(国民年金証書、障害者手帳、療育手帳など)
65歳を過ぎて一定の障がいのある状態になったとき	保険証
市外に転出するとき	保険証
市内で住所が変わったとき	
市外から転入したとき	負担区分証明書
保険証を紛失したとき	本人確認書類
死亡したとき	死亡したかたの保険証 ※葬祭費の申請を行うときは、喪主のかたの預金通帳、会葬状など



特別養護老人ホーム エリアマップ5区 C-4

笑顔で挨拶!笑顔で介護!

社会福祉法人緑平会 特別養護老人ホーム延寿館

尊厳ある生活の場を、専門職として「技術支援」と「真心」を共に提供できる施設づくりを目指します。

■坂東市長須1188-2
 ■TEL:0297-35-3715 ■FAX:0297-36-3715
 ■URL:http://www.enjyukan.or.jp/
 ■E-mail:enjyukan@enjyukan.or.jp

あり

後期高齢者医療保険料

●1年間の保険料額

=均等割額46,000円+所得割額(総所得金額等-基礎控除額)×所得割率8.50%(令和3年度)

●保険料の納付方法

年額18万円以上の年金を受け取っている場合には、年金から保険料が差し引かれます(特別徴収)。それ以外の場合は、送付される納付書で個別に納めます。

※介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は年金からの差し引きの対象になりません。

●保険料の軽減

所得の低いかたや職場の健康保険の被扶養者だったかたには保険料を軽減する制度があります。

<均等割額の軽減>

「同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額」が次の場合、保険料の均等割額が軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	7割
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+[28.5万円×世帯の被保険者数]以下の世帯	5割
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+[52万円×世帯の被保険者数]以下の世帯	2割

●保険料の納付が困難な場合

軽減を行っても、災害など特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

人間ドック等の健診

後期高齢者医療被保険者を対象に人間ドック、併診(人間ドック)の助成を実施しています。

● 介護保険

☎ 介護福祉課 ☎0297-21-2193

介護保険は、将来介護が必要となったとき、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、介護を社会全体で支えていく制度です。また、できる限り介護を要する状態にならないようにという「介護予防」にも重点を置いています。

介護サービスを利用できるかた

- 65歳以上のかた(第1号被保険者)は、介護や支援が必要と認められたときにサービスを利用することができます。
- 40歳以上65歳未満で医療保険に加入しているかた(第2号被保険者)は、加齢が原因とされる病気により介護や支援が必要と認定されたときに、サービスを利用することができます。

介護保険被保険者証の交付

被保険者証は、65歳の誕生日を迎えられましたら、郵送により交付します。

なお、こんなときは、14日以内の届け出をお願いします。

こんなとき		手続きに必要なもの
資格取得	転入したとき	要介護・要支援認定されていないとき 特になし
		要介護・要支援認定されているとき 受給資格証明書(前住所地市区町村で発行)
喪失	転出するとき	被保険者証、認印、通帳
その他	他市区町村の介護老人福祉施設などに入所したとき	被保険者証
	市内で住所が変わったとき	
	氏名が変わったとき	
	被保険者証を紛失したとき(汚れて使えなくなったとき)	本人確認書類(運転免許証など)



▲介護保険被保険者証

特別養護老人ホーム エリアマップ7区 B-2

社会福祉法人中川福祉会

特別養護老人ホーム ハートフル広輪

ケアプラン作成、ショートステイ・デイサービス・ケアハウス併設。介護にお困りの方、お気軽にご相談ください。

■坂東市小山258
 ■TEL:0297-38-1111
 ■FAX:0297-38-1115

あり

介護保険料とその納め方

●保険料

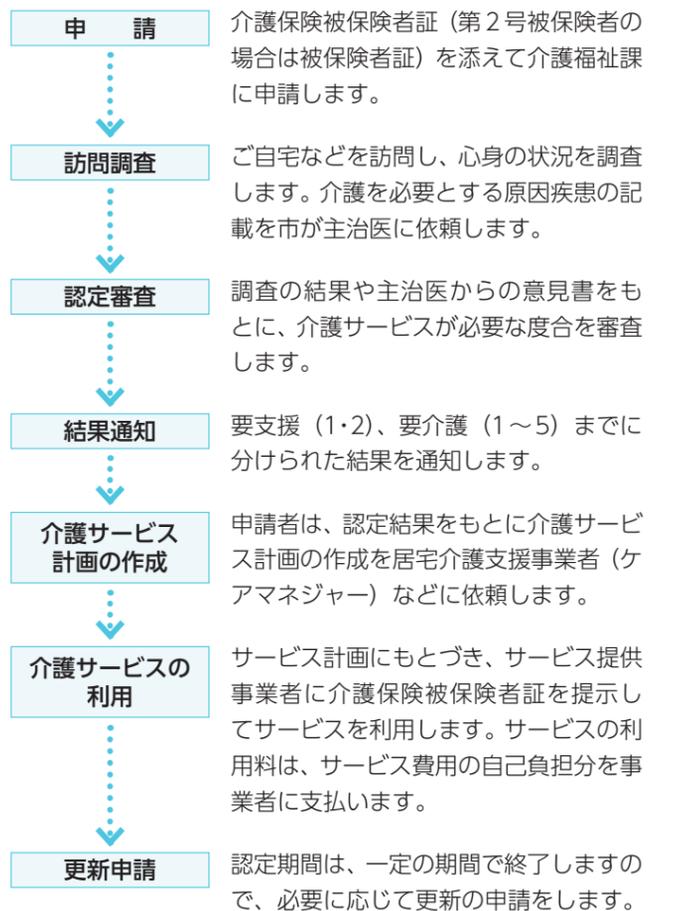
世帯の市民税課税状況や本人の所得に応じて決まります。ただし、65歳以上のかたと40歳以上65歳未満のかたでは異なります。

●納め方

- ①65歳以上のかた(第1号被保険者)
 - ・年金が年額18万円以上のかた(特別徴収)支給される年金から天引きされます。
 - ・年金が年額18万円未満のかた(普通徴収)市から送付された納付書で納めます。
- ②年度途中で65歳になったかた
半年から1年ほどは、市から送付された納付書で納めます。
- ③40歳以上65歳未満のかた(第2号被保険者)
それぞれ加入している国民健康保険や社会保険者が徴収します。加入している健康保険料と一緒に納めます。

介護サービスを受けるには

要介護等認定が必要です。



グループホーム エリアマップ1区 A-1

認知症対応型共同生活介護

グループホーム バンヤンツリー岩井

木造平屋建ての開放感あふれる施設の中で、認知症の方々が一泊、一日を笑顔で過ごせる様支援しております。

■坂東市岩井5200-29
 ■TEL:0297-34-3738
 ■FAX:0297-34-3886
 ■定休日/年中無休

あり

後期高齢者医療

介護保険

介護保険で利用できる主なサービス

●居宅サービス（在宅サービス）

介護や入浴介護、看護、リハビリなどを自宅で、あるいは、サービス事業所への通所や短期入所して受けられます。また、福祉用具や住宅改修などの費用支給などもあります。

●施設サービス

要介護認定を受けたかたは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などに入所し、介護や看護、リハビリなどのサービスを受けることができます。

●地域密着型サービス

市内の地域密着サービス事業所を利用して、居宅サービスや施設サービスを受けることができます。

保険給付で申請が必要なもの

給付の種類	申請書の種類	必要なもの
福祉用具の購入（※1）	介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入支給申請書	購入品のカタログ、領収書
住宅改修（※1）	介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書	住宅改修が必要な理由書、平面図、見積書、写真、領収書
自己負担が高額になったとき（※2）	介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書	預貯金通帳（写し）
低所得のかたがサービスを利用したとき（※2）	利用者負担額助成金支給申請書	預貯金通帳（写し）
医療費と介護の自己負担が年間合算して高額になったとき（※2）	高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書	預貯金通帳（写し）
低所得のかたが施設を利用したとき（※3）	介護保険負担限度額認定申請書	預貯金通帳（写し）

（※1）介護サービスを依頼しているケアマネジャーへご相談ください。

（※2）該当するかたには、介護福祉課から通知します。

（※3）市民税非課税世帯の低所得のかたの施設利用が困難とならないよう、居住費（滞在費）および食費について、自己負担限度額の上限を超えた分は、申請により介護保険から給付されます（通帳は配偶者のかたも必要です）。

地域支援事業

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう支援を行っています。

●主な事業

事業名	事業の内容
総合相談支援事業	高齢者のかたのさまざまな相談に幅広く総合的に対応し、適切なサービスが受けられるよう支援を行います。
権利擁護事業	高齢者のかたのさまざまな権利を守るため、虐待の早期発見や成年後見制度の紹介などに対応します。
包括的・継続的ケアマネジメント事業	高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、医療・保健・介護などさまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。また、ケアマネジャーの支援も行います。
介護予防ケアマネジメント事業	介護保険の要支援認定等を受けたかたが、総合事業のサービス（訪問型サービス、通所型サービス）を利用し、自立して生活ができるよう、介護予防の支援をします。
介護予防支援事業	介護保険の要支援認定を受けたかたが、介護予防サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス等）を利用し、自立して生活ができるよう、介護予防の支援をします。
認知症初期集中支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で生活を続けていくために、認知症が疑われるかた、認知症のかたやその家族への訪問、適切な医療・介護サービスにつなぐなどの初期支援を行います。

坂東市中央地域包括支援センター ☎0297-35-2121
☎0280-88-0111
坂東市北部地域包括支援センター ☎0280-82-1284
坂東市南部地域包括支援センター ☎0297-38-2161



●ごみ収集（家庭ごみ）

☎生活環境課 ☎0297-21-2189



ごみの分け方・出し方

■ごみの分け方・出し方

＜岩井・猿島地域共通＞

生活環境課・市民課・さしま窓口センターで配布している「ごみの分け方・出し方ポスター」「ごみと資源の分別ガイド」の通り、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源ごみ（空き缶、紙類・布類、空きビン、ペットボトル）にごみを分別し、決められた収集日の6:00～8:00までにし出してください。

ごみ袋は、無色透明で最長の辺の長さが80cm以下（45ℓ以下）の市販されているビニール袋の使用をお願いします。

▶収集日が祝日の場合は、可燃ごみ当該地区のみ収集を行います（中止する場合は広報などでお知らせします）。

▶年末年始・大型連休・お盆休みの収集については、広報などでお知らせします。

▶ごみの減量、資源の回収にご協力ください。

●集積所のごみ収集曜日

地区	可燃ごみ	不燃粗大 有害ごみ	資源ごみ	
			空き缶 紙類 布類	空きビン ペット ボトル
猿島地区・岩井地区 (岩井・辺田・鶴戸・みどり町・桃山団地)	火・金	水	月	木
弓馬田地区・長須地区 七重地区	月・木	水	金	火
飯島地区・神大実地区 七郷地区・中川地区	月・木	水	火	金



▲ごみの分け方・出し方ポスター



▲ごみと資源の分別ガイド

■粗大ごみの個別収集

＜岩井・猿島地域共通＞

ご自宅まで粗大ごみを引き取りに伺う個別収集（有料）を行っています。取り扱う粗大ごみは、一辺が50cm以上200cm以下で、重量が50kg以下の一般家庭で使用されたものです。1回1,100円の料金で、最大5点まで回収します（ただし、市で受け入れできないものは除く）。

●申込方法

①生活環境課またはさしま窓口センターで「粗大ごみ処理券」を購入します。

※土・日曜日、祝日は市民課・さしま窓口センターで販売しています。

②排出する粗大ごみを登録し、収集日を確定します。

③確定した収集日の朝8:00までに、排出する粗大ごみを自宅前に出します。市が委託した業者が収集します。

■さしまクリーンセンター寺久への自己搬入

事前手続きはありません。直接搬入し、退出時に料金を支払ってください（10kg200円）。搬入できるものは、集積所へ出せるものと同じです（ただし、スプリング入りのものは搬入できません）。

搬入時間 9:00～11:30・13:00～16:30

（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）

■粗大ごみの自己搬入

＜岩井・猿島地域共通＞

自分で粗大ごみを指定の場所に搬入することができます。

①粗大ごみを自分の車に積みます。

②生活環境課またはさしま窓口センターで手続きし、許可証の交付を受けます。

③許可証をもって「坂東市リサイクルセンター」へ自分で搬入します。

※市で受け入れできないものは搬入をお断りします。

●坂東市リサイクルセンター

住所 山2177-88

搬入時間 9:00～11:00・13:30～16:00

（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）

●手数料

軽貨物自動車 1台 350円

普通貨物自動車（1トン車）1台 1,100円

（2トン車）1台 2,200円

（4トン車）1台 4,400円

リサイクル エリアマップ5図 D-2
廃プラ産業廃棄物処分可工場・金属くず商・古物商 許可
(株)大根根ビニール
育苗箱、発泡スチロール、金属支柱などの処分 詳しくはお問い合わせください。樹脂ブロック製造販売も行っています。
■坂東市みむら660-2 ■TEL:0297-34-3861 ■FAX:0297-34-3863
■営業時間/8:30～17:00 ■定休日/日曜日
■URL:http://www.ootone-plastic.co.jp ■E-mail:info@ootone-plastic.co.jp あり(5台)

家電リサイクル品

家電リサイクル法にもとづく品目（テレビ〈ブラウン管・液晶・プラズマ〉、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は粗大ごみ扱いとせず、リサイクルすることになっています。家電リサイクル品の出し方は、家電販売店に処理を依頼する方法、郵便局でリサイクル料金を支払った後に、自分で坂東市リサイクルセンターに搬入するか粗大ごみの個別収集（有料）を利用する方法などがあります。

使用済み小型家電のボックス回収

小型家電リサイクル法にもとづき、資源の有効活用による循環型社会を推進するため、使用済み小型家電のボックス回収を行っています。

●回収ボックス設置場所

市役所、さしま窓口センター、岩井公民館、猿島公民館、ベルフォーレ、坂東郷土館ミュージズ

●回収対象小型家電

携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機器、携帯音楽プレーヤー、電卓、電子手帳、ACアダプター、カーナビ、リモコン、ノートパソコン、タブレット端末、フラッシュメモリ、ハードディスクドライブ、ETC・VICSユニット

パソコンリサイクル

資源有効利用促進法により、パソコンはメーカーなどが回収し、再資源化されます。処分する場合は、各メーカーのアフターサービスセンターへお問い合わせください。

坂東市リサイクルセンター（無料）や、さしまクリーンセンター寺久（有料）へも直接自己搬入できます。

資源物回収の補助金受付

さしま環境管理事務組合より、ごみの減量・リサイクルを目的として、集団回収を実施した団体に、資源物1kgあたり5円の補助金を交付しています。集団回収を実施する団体は、事前に生活環境課に届け出をお願いします。

生ごみ処理容器および電気式生ごみ処理機購入補助金制度

ごみの減量および資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器または電気式生ごみ処理機を購入し、家庭から排出される生ごみの自家処理を推進するかたへ補助金を交付しています。

●補助対象者

- ①市内に住所を有するかた
- ②処理容器などを、周辺に悪臭等迷惑をおよぼすおそれのない場所に設置できるかた
- ③生ごみ処理後にできたものを、自分で有効利用できるかた
- ④市税などを滞納していない世帯

※ただし、補助金の交付を受けた世帯については、処理容器または電気式生ごみ処理機購入日から3年以内は、補助金の交付を受けられません。

●補助の対象となる処理容器または電気式生ごみ処理機

- ①耐水性および耐久性に優れ、悪臭や害虫などの発生を防止する構造であるもの
- ②生ごみ処理を目的として、製造および販売されているもの

●補助金額

- ・生ごみ処理容器
1台につき購入価格の2分の1以内で最高1,500円まで（100円未満切捨）、1世帯につき2台まで
- ・電気式生ごみ処理機
1台につき購入価格の2分の1以内で最高20,000円まで（1,000円未満切捨）、1世帯につき1台まで

廃棄物の野焼きは禁止

廃棄物の処理および清掃に関する法律により、廃棄物の野外での焼却は原則的に禁止されています。簡易な焼却炉、空き地、ドラム缶、掘った穴などで廃棄物を焼却することはできません。

し尿処理

☎生活環境課 ☎0297-21-2189

し尿処理

＜岩井地域＞

し尿の処理については、坂東市ほか3市で構成する「常総衛生組合」で行っています。この組合の許可業者が、市内に2業者あり、し尿のくみ取り、浄化槽の汚泥くみ取りおよび清掃を行っています。し尿および浄化槽汚泥のくみ取り料金については、18ℓまでごとに、消費税を含め140円です。

なお、浄化槽の清掃の料金については、浄化槽の規模および汚れの状況によって異なるため、組合では定めていませんので、許可業者にお問い合わせください。許可業者へのお申し込みは、直接電話をお願いします。

●岩井地域の許可業者

- (株)常陽清掃 ☎0297-38-1163
- 平尾商事 ☎0297-35-0610

＜猿島地域＞

し尿の処理については、坂東市ほか1市2町で構成する「さしま環境管理事務組合」で行っています。し尿および浄化槽汚泥のくみ取り料金については、業者により異なる場合がありますので、依頼したい業者にお問い合わせください。許可業者へのお申し込みは、直接電話をお願いします。

●猿島地域の許可業者

- 猿島商事(株) ☎0280-88-1240
- (株)サンズカンパニー ☎0280-23-5815
- カワベ産業(株) ☎0280-62-1987
- 三和企業(有) ☎0280-76-0510
- (有)サンワ浄化槽サービス ☎0280-77-2111
- (有)主生クリーンサービス ☎0280-31-4359
- (株)新栄開発 ☎0280-87-3122
- (有)田山商事 ☎0280-87-2464
- (株)小島商事 ☎0480-52-0367

合併処理浄化槽設置の補助

河川などの水質浄化を目的として、台所や風呂などの生活雑排水と、し尿をあわせて処理する合併処理浄化槽を設置する場合の補助制度を行っています。補助制度には、補助対象区域および年度ごとの補助基数がありますので、住居の新改築などを計画される時点で、生活環境課にお問い合わせください。



金属買取、廃棄物回収・収集運搬 エリアマップ1図 A-2

金属製の廃棄物を高価買取！ 引取もお任せください！

株式会社 鈴木商会

金属を含む粗大ごみや、一般廃棄物から産業廃棄物までなんでもご相談ください。

■坂東市岩井5205-18
 ■TEL:0297-34-2234 ■FAX:0297-34-2234
 ■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/第2・4土曜、日曜、祝日
 ■URL:http://suzuki-company.com/ ■E-mail:info@suzuki-company.com

あり

くらし・サービス エリアマップ7図 B-3

もっとやさしく もっとあたらしい環境をめざして

株式会社常陽清掃

浄化槽清掃・維持管理、一般汲み取りを行っています。

■坂東市小山2097-1
 ■TEL:0297-38-1163 ■FAX:0297-38-0399
 ■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/土・日・祝 他

● コミュニティバス「坂東号」

問 企画課 ☎0297-21-2181

定時定路線型の路線バスを運行しています。

運行時刻表は市内公共施設に設置しているほか、市ホームページにも掲載しています。ダイヤ改正や運行方法を変更することがあります。内容は、お問い合わせいただくか市ホームページをご確認ください。

運賃

100円均一（未就学児・障がいのあるかたは無料）

運行日

ルートにより異なります。

※日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）は全線運休

ルート名	運行日	主な経由地
庁舎間シャトル	月～金曜日	ベルフォーレ～市役所～ホスピタル坂東～さしま窓口センター
七郷・中川ルート	月・水・金曜日	ベルフォーレ～中川小学校～グリーンランド
沓掛・内野山ルート	月・水・金曜日	ベルフォーレ～市役所～勘助十字路～猿島郵便局～ホスピタル坂東
長須・七重ルート	火・木・土曜日	ベルフォーレ～七重郵便局～さしま健康交流センター～長須小学校
矢作ルート	月～金曜日 ※休校日運休	芽吹橋～矢作新田公民館～法師戸～七郷小学校
半谷ルート	月～金曜日 ※休校日運休	半谷中～借宿～さしま健康交流センター～七重小学校

● 直行型路線バス「直行坂東号」

問 企画課 ☎0297-21-2181

利便性向上の社会実験として、つくばエクスプレス守谷駅への直行バスを運行しています。

停留所

①岩井バスターミナル ②岩井局前 ③原口 ④辺田三差路 ⑤神田山 ⑥守谷駅西口

※岩井バスターミナルから守谷駅西口へは乗車のみ

※守谷駅西口から岩井バスターミナルへは降車のみ

運賃

●岩井バスターミナル、岩井局前～守谷駅西口 740円

●原口、辺田三差路、神田山～守谷駅西口 630円

運行日

平日（土・日曜日、祝日、年末年始は運休）

● デマンドタクシー「らくらく」

問 企画課 ☎0297-21-2181

予約制の乗合交通で、それぞれの希望する場所から目的地に送迎を行います。

運行地域

坂東市内全域ときぬ医師会病院（常総市）と茨城西南医療センター病院（境町）です。それ以外の市外への移動は、民間路線バス・タクシーをご利用ください。

利用できるかた

坂東市民であれば、どなたでも利用ができます。利用には、事前の登録（無料）が必要です。

事前登録

利用を希望されるかたは、世帯単位で事前登録をお願いします。「デマンドタクシー利用登録申請書」に必要事項を記入のうえ、企画課またはさしま窓口センターまで提出をお願いします。

登録申請書は、企画課、さしま窓口センターにあります。市ホームページからもダウンロードできます。登録後、利用開始まで1週間程度お時間をいただきますので、お早めにご登録をお願いします。

利用料金（1乗車あたり）

- 大人 市内300円、市外1,200円
- 障がいのあるかた・小学生以下 市内100円、市外300円
- 3歳未満・介添者1人まで無料

運行日

市内 月～土曜日（日曜日、年末年始は運休）

市外 月～金曜日（土日、祝日、休診日、年末年始は運休）

利用予約

利用を希望する前日に、予約センターに電話をしてください。運行時間等の詳細は、利用の手引きをご覧ください。

● 犬や猫

問 生活環境課 ☎0297-21-2189

飼い主のルールとマナー

飼い主は、周りに迷惑や危害をおよぼさない心くばりとしつけが大切です。ご近所のかたすべてが動物の好きなかたとは限りません。そんなかたがたからも理解を得られるよう、終生愛情と責任をもって飼いましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射

家庭で飼われている生後91日以上すべての犬は、生涯に1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。狂犬病予防注射は、最寄りの動物病院で受けさせていただきます。

狂犬病予防の集合注射は、毎年4月に各地区で実施します。

●手数料

登録手数料 2,000円
注射済票交付手数料 350円（注射料金は別途）

飼えなくなった犬や猫について

犬や猫を終生飼うことが飼い主の当然の責務です。新しい飼い主が見つからず、やむを得ない事情でどうしても飼えなくなった場合は、茨城県動物指導センターに相談をしてください。

●茨城県動物指導センター ☎0296-72-1200

野良猫について

野良猫を保護したり、ごはんを与えたり世話をすることは、トイレの設置や不妊手術等をお願いします。

生活環境課は、県等の無料手術券の申請窓口となっていますので、お困りの際はご相談ください（ご希望に添えないこともあります）。

野犬の苦情

市では野犬捕獲器を貸し出していますので、希望されるかたは、生活環境課へお申し込みください。

犬が死亡したとき

飼い犬が死亡したときは、生活環境課へ連絡をお願いします。

ペットの火葬

●おむね20kg未満の小動物の場合

斎場（小動物炉）が使用できます。火葬時間枠に限りがあるので、事前に電話予約をしたうえで、1頭あたり5,500円の使用料を添えて、生活環境課へお申し込みください（土・日曜日、祝日も受け付けます。代表番号におかけください）。

●20kgを超える動物の場合

さしま斎場をご利用ください。ご利用を希望される場合は、さしま斎場（☎0280-87-0619）に電話予約をしたうえで、さしま斎場で申請の手続きをしてください。認印、犬の鑑札、住所などを確認できるもの（運転免許証など）が必要となります。使用料は1頭あたり5,000円です。



上水道

☎水道課 ☎0297-35-2114

水道工事の申し込み

ご家庭で上水道の新設・増設・修理・撤去などの工事を行うときは、市が指定した工事業者にお申し込みください。指定工事業者以外で工事を行うと、無資格・無届の違反工事となりますのでご注意ください。現在登録されている指定工事業者については、市ホームページをご覧ください。水道課へお問い合わせください。

届け出

- 次のときは、事前にご連絡をお願いします。
- ・転入などで、使用を開始するとき
 - ・転出などで、使用を中止するとき
 - ・水道の使用者や所有者の名義が変わるとき
 - ・用途の変更をするとき

水道の故障と修理

漏水は大切な水を無駄にするばかりでなく、料金の負担も多くなります。わずかな漏水でもそのままにしておかないで、すぐに修理するようにしましょう。

宅地内で水道管が破裂して水が噴出した場合は、メーターボックス内の止水栓を右に回し水を止め、指定工事業者に連絡して修理を依頼してください。

＜ご家庭でできる漏水のチェック方法＞

- ① 宅内の蛇口をすべて閉める。
- ② メーターボックスを開け、水道メーター器内のパイロット（コマ）を確認する。
- ③ パイロットが回転していれば漏水です。

水道料金の支払方法

水道料金の請求は、月に1回です。請求した水道料金は原則として、口座振替でお願いします。市内に店舗のある金融機関であれば、どの支店でも振り替えは可能です。振替依頼書は市内の金融機関にありますので、通帳と届出印をおもちゃいただき、直接金融機関の窓口で手続きをお願いします。

水道料金

水道料金は、一般家庭の場合、基本料金と超過料金およびメーター使用料の合算になっています。

現在、坂東市では、岩井地域と猿島地域で料金体系が異なりますのでご注意ください。

① 岩井地域：用途別料金

ア. 水道料金

種別	用途	基本料金(1か月につき)		超過料金 1㎡につき
		水量	料金	
専用	一般用	10㎡につき	2,120円	225円
	一般営業用	20㎡につき	4,250円	225円
	浴場営業用	100㎡につき	15,640円	175円
	団体用	20㎡につき	4,250円	225円
	臨時	10㎡につき	4,250円	450円
共用	—	一世帯につき 5㎡まで	1,060円	225円

イ. メーター使用料

口径	料金 (1か月につき)	口径	料金 (1か月につき)
13mm	90円	40mm	705円
20mm	175円	50mm	1,145円
25mm	265円	75mm	2,200円
30mm	350円	100mm	2,750円

② 猿島地域：口径別料金

ア. 水道料金・メーター使用料

口径	基本料金(1か月につき)		超過料金 1㎡につき	メーター 使用料
	水量	料金		
13mm	10㎡につき	2,120円	225円	90円
20mm				175円
25mm				265円
30mm				350円
40mm				705円
50mm				1,145円
75mm				2,200円

下水道

☎下水道課 ☎0297-21-2198

排水設備工事

下水道または農業集落排水が使用できる区域にお住まいのかたは、くみ取り式トイレでは3年以内に、浄化槽が設置されているところでは速やかに、工事を行ってください。この工事は、市が指定する排水設備工事店が行うよう制度化されています。また、3年以内に工事を行う場合に、水洗便所改造融資あっせんおよび利子補給制度もあります。

現在登録されている指定工事業者については、市ホームページをご覧ください。下水道課へお問い合わせください。

下水道使用料

汚水の排水量は、原則的に上水道使用水量にもとづき計算します。使用料は、水道料金とともに上下水道料金として納付していただきます（口座振替制度あり）。

● 使用水量の算定

- ① 上水道のみを使用している場合、上水道の使用水量
- ② 自家水（井戸）のみを使用している場合は、家族構成により認定（1人あたり1か月7㎡とし4人目からは1人あたり5㎡）
- ③ 上水道と自家水を併用している場合は、②の認定水量と上水道使用水量を比較して多い方の水量

● 下水道使用料金

基本料金 (1か月分)	超過料金	
1,550円 (10㎡まで)	10㎡を超え20㎡まで	155円/㎡
	20㎡を超え30㎡まで	165円/㎡
	30㎡を超え50㎡まで	175円/㎡
	50㎡を超え100㎡まで	185円/㎡
	100㎡を超えるもの	195円/㎡

※ 上水道への切り替え、世帯人数などに変更があった場合は、下水道課までご連絡をお願いします。

農業集落排水施設使用料

使用料金は、下記の表により算出しています。

区分	使用料金(月額)	
	世帯割	人数割
一般家庭	2,100円	500円
事業所	2,100円	500円



設備工事 エリアマップ5図 D-2

水道設備を主とした会社です
(有) 三村設備

創業以来「地球環境を守る」ことをモットーにしております。
 ただ作る・建てるのではなく常に環境のことを考え再活用・エコを重視した工事を行っております。

■坂東市みむら750-3
 ■TEL:0297-34-3828 ■FAX:0297-34-3827
 水道設備・上水道工事・下水道工事・浄化槽工事・ユニットバス工事
 【茨城県知事 許可 08-017939号】

あり

設備 エリアマップ6図 B-5

坂東市指定上下水道工事店
有限会社堀越設備

水廻りのトラブルならお任せください

■坂東市猫実900-1
 ■TEL:0297-39-2007 ■FAX:0297-39-2908
 ■営業時間/8:00~17:00 ■休業日/日曜日

土木工事・設備工事 エリアマップ5図 D-2

坂東市上下水道指定工事店
有限会社 茨大工業

上下水道工事からトイレや風呂場などの水まわり新築・リフォーム工事、給排水設備工事まで、お客様を幅広くサポートいたします。

■坂東市上出島109-1
 ■TEL:0297-34-3800 ■FAX:0297-34-2288
 豊富な経験と確かな技術で安心・安全・迅速な対応を心がけます。

あり

土地・建物などに関する届け出

市営住宅・市営斎場

市役所代表
 ☎0297-35-2121
 ☎0280-88-0111

● 土地取引

土地を取り引きするとき

(公拡法にもとづく事前届け出)

問 企画課 ☎0297-21-2181

都市計画施設などの区域200㎡、それ以外の市街化区域5,000㎡以上の土地を有償で譲渡する場合には、譲渡予定日の3週間前までに市に届け出なければなりません。届出日から3週間以内に買取協議団体の有無が通知されますので、買取協議団体「有」の場合は、買い取りを希望する団体と買取協議を行っていただくことになります。

この協議が不成立になった以後でなければ、土地を譲渡(売買)することはできません。

土地を取り引きしたとき

(国土法にもとづく事後届け出)

問 企画課 ☎0297-21-2181

市内にある市街化区域2,000㎡以上、または市街化調整区域5,000㎡以上の土地を取り引きしたときは、契約後2週間以内に市に届け出なければなりません。届け出が必要な土地取引とは、売買のみならず交換や譲渡担保、代物弁済などの権利移転も含まれます。

農地の取り引き・転用

問 農業委員会事務局 ☎0297-21-2206

登記または現況の地目が「農地」であるものを取り引きする場合や住宅、店舗、資材置き場、駐車場など農地以外の用途に転用する場合、農地法にもとづく許可申請または届出が必要となります。

● 土地利用

資材置場等を設置するときは

問 生活環境課 ☎0297-21-2189

「坂東市資材置場等の土地利用に関する指導要綱」による、届出書の提出および関係法令等担当課との事前調整が必要となります。

※資材置場等：屋外において、土石、再生資源、土木建築資材、資機材、車両、車両に関する部品やその他の物件を堆積または保管する場所

● 道路

問 道路管理課 ☎0297-21-2196

道路を使用するとき

合併浄化槽からの排水を側溝に流すときや、宅地への出入口を設置する場合など、市道を占有するときは道路管理課へご相談ください。

● 建築

問 都市整備課 ☎0297-21-2197

住宅などを建築するとき

建築基準法の規定により、建築確認が必要となります。市街化区域の場合は、用途地域などによって、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどが制限されています。市街化調整区域の場合は、原則、建築確認を受ける前に開発行為の許可が必要となります。

開発行為の制限

市街化区域500㎡以上および市街化調整区域(面積にかかわらず)の土地を宅地に造成する場合は、開発行為の許可が必要となります。

屋外広告物の許可

看板、広告塔、広告板などの屋外広告物を表示する際には、原則、許可が必要となります。

許可には、有効期間(最長3年)があり、一度許可を受けた屋外広告物でも、引き続き表示する場合は、更新許可が必要となります。



行政書士・司法書士・土地家屋調査士 エリアマップ5図 E-2

行政書士・司法書士・土地家屋調査士

飯田事務所

登記・測量・分筆・地目変更・相続・各種許認可申請
お客様の立場で誠実に対応いたします。

■坂東市弓田614
 ■TEL:0297-38-6554
 ■FAX:0297-34-0790
 ■E-mail:info@iida-office.org ◆お気軽にご相談ください。お待ちしております。

あり

建設業 エリアマップ6図 C-5

“創業40年” 地域を建設・土木の力で支える

有限会社山口建設

土木工事や道路敷設工事を始め、社会基盤の構築という観点から地域を支えるべく、日々情熱を持って取り組んでおります。

■坂東市大口2860
 ■TEL:0297-39-2820 ■FAX:0297-39-2142
 ■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/日曜・祝日・第3土曜日
 ■URL:http://yamaken-ibaraki.com/

あり

● 市営住宅の申し込み

問 管財課 ☎0297-21-2179

市には、辺田山中住宅・藤田住宅・さしま住宅があります。入居者の募集は、広報・市ホームページなどでご案内します。

入居資格

申し込みは、次に掲げる要件をすべて備えているかたに限ります。

- ①坂東市内に住所または勤務場所を有するかた
- ②同居または同居しようとする親族があるかた(親族には、申込日から2か月以内に結婚し同居するかたを含みます)
- ③入居または同居しようとする親族が暴力団員でないこと
- ④兄弟姉妹だけのお申し込みはできません
- ⑤現在住宅に困っているかた(持ち家のあるかたはお申し込みできません)
- ⑥市税などを滞納していないかた
- ⑦世帯の収入の合計が基準内であること
- ⑧3DKタイプは3人以上の世帯に限ります
- ⑨自立して生活を営めるかたに限ります
- ⑩そのほか、坂東市営住宅管理条例によります

※「いばらきパートナーシップ宣誓書受領証」または「いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード」によりパートナーであることが確認できる場合は、親族として有効です。

● 斎場使用の申し込み

問 生活環境課 ☎0297-21-2189

市民課およびさしま窓口センターで、死亡届の受け付けと同時に、火葬許可の申請受け付けを行っています。告別式場などの利用を希望される場合は、申請を同時に行ってください。受け付けは、土・日曜日、祝日でも行っています。

斎場

斎場名	住所	電話番号
市営斎場	馬立1179	0297-35-9051
さしま斎場	境町長井戸1746	0280-87-0619

使用料

● 火葬場

区分	種別	単位	使用料	
			本市の住民	本市以外の住民
死体の火葬	15歳以上	1体	無料	35,000円
	15歳未満	1体	無料	25,000円
	死産児	1体	無料	15,000円
	身体の一部	1個	無料	15,000円
	改葬遺体	1体	無料	15,000円
汚物の焼却	胎盤、産じょく汚物の類	1個	無料	10,000円
小動物の焼却	—	1頭	5,500円	—

● 告別式場等

区分	利用時間	使用料		超過料金(1時間ごと)	
		本市の住民	本市以外の住民	本市の住民	本市以外の住民
告別式場	3時間	22,000円	66,000円	5,500円	16,500円
霊安室	1棺 24時間ごと	無料	11,000円	—	—

※さしま斎場についても、市営斎場と同じ扱いになります(差額分を市が負担します)。ただし、さしま斎場の待合室は有料になります。

● 情報公開

☎ 総務課 ☎0297-21-2178

情報公開制度

公正で透明な市政を推進するため、市民の皆さんなどからの求めに応じて、市の保有している情報（公文書）について、市民の知る権利を開示請求権として具体的に保障する制度です。市民に限らずだれでも請求できます。

開示の対象となる情報

実施機関の職員が職務上作成したり集めたりした文書、図画、写真、電磁的記録などで、実施機関が管理しているものです（決裁手続きの終了しているもの）。
実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会をいいます。

開示できない情報

- たとえば、次のような情報は、開示することができません。
- ①ほかの法令または条例の定めるところにより開示してはならない情報
 - ②個人に関する情報
 - ③法人などの正当な利益を害するおそれがある情報
 - ④開示することで、犯罪の予防や捜査、警備そのほか公共安全と秩序の維持に支障をおよぼすおそれがある情報
 - ⑤開示することにより、国などとの協力関係または信頼関係が損なわれるおそれがある情報
 - ⑥市の機関内部または市と国などとの間における審議、検討などに関する情報であって、開示することで意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれなどがある情報

● 個人情報保護

☎ 総務課 ☎0297-21-2178

個人情報保護制度

市が管理している個人に関する情報の適正な取り扱いを定め保護するとともに、自ら自己の個人情報の閲覧などが請求できる権利を保障することにより、公正で開かれた市政を推進することを目的としています。

個人情報とは

市が管理している個人に関する情報で、それによってだれかが特定される情報をいいます。たとえば、氏名と住所などによりその情報がだれに関するものか明確な場合、または氏名などの記録がなくともその記録の内容から推察し、ほかの情報と結びつけることによって間接的にだれに関するものか特定できる場合は「個人情報」となります。

具体的な保護対策

- ①個人情報取扱事務の登録
- ②収集の制限
- ③利用および提供の制限
- ④適正管理

閲覧等の請求権

市が管理している自分に関する情報の開示を請求することができます。

訂正の請求権

市が管理している自分に関する情報について事実の記載に誤りがあるときは、訂正の請求をすることができます。

削除の請求権

市が管理している自分に関する情報が収集の制限を超えて収集されたときは、削除の請求をすることができます。

中止の請求権

市が管理している自分に関する情報が利用および提供の制限を超えて目的外利用または外部提供がされているときは、中止の請求をすることができます。

● 広報

広報坂東

☎ 秘書広報課 ☎0297-20-8265

行政情報や市の話題などを掲載する「広報坂東」は毎月第3木曜日、行事案内などを掲載する「広報坂東お知らせ版」は毎月第1・3木曜日に発行し、各地区の区長さん、班長さんを通して各家庭にお届けしているほか、市ホームページにも掲載しています。

そのほか、市役所、公民館、体育館、図書館、郵便局、コンビニエンスストア、スーパーマーケットなどにも設置していますので、ご利用ください。

また、目の不自由なかたのために広報紙の内容をCDに録音し、図書館で貸し出しています。

さらに、スマートフォンアプリ「マチイロ」や、インターネット上で広報紙の情報を閲覧できるサイト「イバラキイブックス」「マイ広報紙」でも、広報坂東をご覧いただけます。

ばんどう政策特集

☎ 政策調査課 ☎0297-21-2216

市が取り組んでいるさまざまな政策をお知らせする「ばんどう政策特集」を年1回発行しています。「広報坂東」と同様に配布や設置をしています。

ホームページ

☎ 秘書広報課 ☎0297-20-8265

<https://www.city.bando.lg.jp>
市からの最新情報をはじめ、市紹介や施設案内のほか、くらしの情報・教育・福祉などの行政情報をお知らせしています。

LINE

☎ 秘書広報課 ☎0297-20-8265

<https://www.city.bando.lg.jp/page/page007792.html>
イベント・観光情報や防災・災害に関する情報などを、リアルタイムで配信しています。

登録は、LINEアプリのID検索で「@bando-city」を検索するか、右記の二次元コードを読み取ってください。



フェイスブック

☎ 秘書広報課 ☎0297-20-8265

<https://www.facebook.com/bando.city>
ホームページと連携して、イベント情報などを配信しています。
登録は → <http://www.facebook.com/>

情報メール一斉配信サービス

☎ 秘書広報課 ☎0297-20-8265

パソコン・スマートフォン・携帯電話のメールアドレスを登録していただいたかたに、市からの情報をメールで配信しています。「イベント・行政情報」「子育て情報」「幼・小・中学校情報」「災害情報等」「選挙情報」の5つの中から欲しい情報を選択できます。

<https://www.city.bando.lg.jp/page/dir000065.html>
※「ホームページ」「LINE」「フェイスブック」「情報メール一斉配信サービス」は、どなたでも無料で利用することができますが、通信費用は利用者の負担となります。

● 広聴

☎ 秘書広報課 ☎0297-20-8265

市民の声

行政に関する意見、要望、提案などを受け付けています。広報紙に刷り込まれた封筒を切り取って郵送いただくほか、メールでも受け付けています。お寄せいただいたご意見などには回答書を送付しますので、必ず住所・氏名・電話番号を記入してください。

● 自治組織

☎ 総務課 ☎0297-21-2178

市では、市内を155の区域に分けて、市から発信する必要な文書や情報は、区長さん、班長さんを通してお届けするシステムを採用しています。

自治組織は、地域の皆さんが快適な市民生活を送るため、ごみ集積所や地域の清掃、住民同士のふれあいの場づくりなどを自主的に行っている大切な組織です。

新しく坂東市に住まわれたかたや未加入のかたは、自治組織に加入しましょう。加入するときは、お住まいの自治組織の区長さんまたは班長さんにお申し出ください。

● まちづくり

☎ 市民協働課 ☎0297-21-2183

まちづくり出前講座

市民の皆さんと行政が力を合わせ、市民一人ひとりが生き生きと暮らす、豊かで住みよいまちづくりを推進するために「まちづくり出前講座」を実施しています。

出前講座は、皆さんの要請に応じて市の職員が講師として、それぞれの学習の場に出向く制度です。皆さんが知りたいこと、聞きたいことを気軽に学べるよう各種メニューをご用意していますので、サークル、企業の学習会、学校の授業、子ども会、PTA活動などにご利用ください。

坂東市いい夫婦の日

男女が対等なパートナーとして、夫婦のきずなおよび人格を高めてより良い家庭環境を築き、男女共同参画社会の実現を目指すため、「坂東市いい夫婦の日」を11月22日としています。毎年11月の推進月間中に啓発事業を行っています。

男女共同参画とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うことをいいます。

市民協働のまちづくりとは

市民の皆さんと行政がともに手を取り合い、共通の目標を達成するためのひとつの手段です。市民、市民団体、住民自治組織、企業、事業者などと市が、それぞれの力を生かしながら「まちづくり」に取り組むことです。

姉妹都市

- アメリカ合衆国アーカンソー州 パインブラフ市
昭和61年11月9日(旧岩井市)締結
- パプアニューギニア独立国ヘラ州 タリ市
平成26年7月10日締結

生涯学習

☎ 生涯学習課 ☎0297-21-2204

生涯学習の普及・振興を図り、市民および地域の交流を深めながら、心の豊かさや文化の香りに満ちたまちづくりを推進しています。

生涯学習事業

学習内容の充実と環境整備に努め、生涯学習社会の形成に向けての普及・振興を図っています。

- ・成人教育
- ・家庭教育
- ・講師登録の推進
- ・生涯学習啓発イベント
- ・生涯学習情報提供

青少年育成事業

青少年を健全に育成するため、関係諸機関や地域が一体となり環境づくりを推進しています。

- ・青少年教育
- ・青少年相談員事業
- ・放課後子ども教室

文化・文化財事業

文化団体などの育成に努め、市民の文化意識の高揚を図っています。また、文化財の保護・保全に努め、その周知・啓発を推進しています。

- ・文化事業
- ・文化財保護事業
- ・逆井城跡公園管理

体育施設

☎ スポーツ振興課(総合体育館内) ☎0297-35-1711

体育施設

名称	施設
総合体育館	主競技場、卓球場、武道場、トレーニング室
八坂公園	陸上競技場
岩井球場	野球場
岩井テニスコート	テニスコート
緑のスポーツ広場	サッカー場、フットサル場、スケートボードパーク、多目的グラウンド

名称	施設
宝堀運動公園	野球場
馬立運動公園	ソフトボール場
坂東市グラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ場
猿島体育館	主競技場
猿島武道館	剣道場、柔道場
猿島球場	野球場
生子運動公園	野球場、サッカー場、テニスコート、健康遊歩道
内野山運動公園	野球場、ゲートボール場、健康遊歩道
沓掛球場	野球場
幸神平公園	テニスコート
創造の池 多目的広場	サッカー場

●休館日

月曜日(祝日の場合は翌平日)、祝日の翌平日、年末年始(12月28日～1月4日)

●そのほか

八坂公園陸上競技場については、都市整備課までお問い合わせください。

●使用料

施設ごとに異なりますので、スポーツ振興課までお問い合わせください。

学校体育施設開放事業

市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、さらに継続的、組織的、計画的にスポーツなどの活動をするスポーツグループを育て、市の社会体育の振興を図るため、小中学校体育施設を開放しています。

スポーツ大会・教室の開催

市民の健康増進と体力向上を図るとともに、日頃の練習の成果を発揮するスポーツ大会を開催しています。また、スポーツ教室を開催することにより、将来継続して実施できる程度の技術の向上と競技人口の増大を図り、生涯にわたって健康で充実した生活を送れるようスポーツを推進しています。

スポーツ教室の募集は、4月に公民館講座生の募集と同時に行います。また、日本陸上競技連盟公認の坂東市将門ハーフマラソン大会を開催しています。

市内のスポーツ団体

坂東市スポーツ協会は、体育・スポーツ・レクリエーションの普及振興を図り、市民の体力と健康の保持増進に努め、生きがいと活力のある明るく住みよい豊かなまちづくりに寄与することを目的に活動する団体です。傘下にはスポーツ少年団・小中学校体育連盟・総合型地域スポーツクラブのほかに、21の専門競技部が活動しています。

公民館

☎ 岩井公民館 ☎0297-35-8800

猿島公民館 ☎0297-44-3154/0280-88-0835

神大実分館 ☎0297-30-1800

市民の皆さんが、趣味と生きがいづくりを目的に、楽しみながら学べる講座や教室を開催しています。

名称	施設
岩井公民館	研修室、会議室、視聴覚室、調理室、創作室、和室
猿島公民館	講堂、和室、研修室、会議室、音楽室、創作室、調理室、視聴覚室、学習室
神大実分館	多目的室、調理室、和室

●開館時間

9:00～21:30

●休館日

月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始(12月28日～1月4日)、そのほか臨時に休館することがあります。

●使用料

施設ごとに異なりますので、各公民館までお問い合わせください。



岩井公民館

ベルフォーレ

☎ 市民音楽ホール ☎0297-36-1100

岩井図書館 ☎0297-36-1300

総合文化ホール「ベルフォーレ」は、市民音楽ホール、岩井図書館、アトリウムからなる複合施設です。



市民音楽ホール

☎ 市民音楽ホール ☎0297-36-1100

市民音楽ホールは、ベルフォーレ内に岩井図書館と併設されています。各種コンサートなど、芸術鑑賞事業を開催するとともに、地域の文化・芸術活動の拠点となっています。

●施設内容

ホール、楽屋、練習室、リハーサル室、アトリウム

●開館時間

9:00～22:00

※施設の利用がない場合は、17:00に閉館します。

●休館日

月曜日(祝日の場合は翌平日)、祝日の翌平日、年末年始(12月28日～1月4日)

●使用料

施設ごとに異なりますので、市民音楽ホールまでお問い合わせください。



図書館

☎ 岩井図書館 ☎0297-36-1300

猿島図書館 ☎0297-44-0055/0280-88-8700

坂東市には、岩井図書館（ペルフォーレ内）と猿島図書館（郷土館ミュージズ内）があります。館内には、新聞、雑誌のほか、絵本や紙芝居から郷土に関する資料まで、さまざまな本と、ビデオ、DVD、CDなどの視聴覚資料が豊富にそろっています。読書案内や調べ物のお手伝いもしています。おはなし会や映画会などの催し物も豊富です。

●開館時間

平日 10:00～18:30
 土・日曜日、祝日 10:00～17:00

●休館日

月曜日（祝日の場合は翌平日）、祝日の翌平日、資料整理日、年末年始（12月28日～1月4日）

蔵書検索

●インターネット・スマートフォン用アドレス

<https://www.lics-saas.nexs-service.jp/bando/webopac/index.do>

坂東郷土館ミュージズ

☎ 猿島図書館・資料館

☎0297-44-0055/0280-88-8700

坂東郷土館ミュージズは、図書館、資料館、天体観測ドームからなる複合施設です。



資料館

☎ 資料館 ☎0297-44-0055/0280-88-8700

資料館は、郷土館ミュージズ内にある施設です。本市出身の洋画家・二世五姓田芳柳をはじめ、茨城県ゆかりの作家の美術品や歴史・民俗資料を収蔵し、趣向を凝らした企画展を開催しています。

●施設内容

常設展示室、企画展示室、ギャラリー、天体観測室（クーデ式天体望遠鏡）

●開館時間

平日 10:00～18:30
 土・日曜日、祝日 10:00～17:00

●休館日

月曜日（祝日の場合は翌平日）、祝日の翌平日、年末年始（12月28日～1月4日）



福祉センター

☎ 岩井福祉センター ☎0297-36-1901

猿島福祉センター ☎0297-44-2943/0280-88-1000

名称	施設
岩井福祉センター 夢積館	一般浴室（大浴場）、和室、創作室、会議室、ふれあい広場

●開館時間

会議室等 9:00～20:00
 一般浴室 11:00～20:00
 （最終入館時刻 19:00）

●休館日

月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始（12月28日～1月4日）

名称	施設
猿島福祉センター ほほえみ	一般浴室（大浴場）、研修室、調理室

●開館時間

会議室等 9:00～20:00
 一般浴室 11:00～20:00
 （最終入館時刻 19:00）

●休館日

月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始（12月28日～1月4日）

●使用料

施設ごとに異なりますので、各福祉センターまでお問い合わせください。

八坂公園プール

☎ 都市整備課 ☎0297-21-2197

恐竜のすべり台など楽しいわんぱくプールのほか、幼児プール、50mプールもあります。スポーツ・レクリエーション活動の場としてご利用ください。

●開設期間

毎年7月第1土曜日～8月末日まで

●開場時間

9:00～17:00（入場は16:00まで）

●休園日

月曜日（祝日の場合は翌平日）

●入場料金

利用区分	市内のかた	市外のかた
大人	350円	700円
中学生以下	150円	250円

※1歳未満無料



さしま健康交流センター遊楽里

☎0297-20-9822

天然温泉をはじめクリーンセンターで発生する余熱を有効利用した温水プールやトレーニングジムを備えた健康増進施設です。

●施設内容

浴場（内湯、炭酸泉、露天風呂、ジェットバス、サウナ）、プール（20m、キッズ、ジェットバス）、大広間、トレーニングジム（自転車型トレーニング機器、ロードランナー）、スタジオ、食堂、売店、会議室

●開館時間

火～土曜日 10:00～21:30
 日曜日、祝日 10:00～21:00

●休館日

月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始

●使用料

施設ごとに異なりますので、さしま健康交流センター遊楽里までお問い合わせください。



生子菅地区農業構造改善センター

☎ 農業政策課 ☎0297-21-2194

●施設内容

多目的ホール、和室、研修室、調理実習室

●使用料

施設ごとに異なりますので、農業政策課までお問い合わせください。

議会

☎ 議会事務局 ☎0297-21-2199

市議会

市議会は、選挙で選ばれた市民の代表者によって構成され、条例の制定・改廃をはじめ、市政の重要案件を審議・決定する議決機関です。

坂東市議会は平成31年1月1日から通年会期制を導入しており、定例的に開催する「定例会議」と、必要に応じて開く「随時会議」があります。定例会議は、年4回（3月・6月・9月・12月）開くことが条例で定められています。

議会の会議には、全議員が出席して審議・決定する本会議と、本会議で付託された案件を少数議員で審査・調査する委員会があります。この委員会には、部門ごとの常任委員会と、特別な事案だけに限って設置される特別委員会があります。

議会の傍聴

議会本会議は、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望する場合は、本会議当日に4階議会事務局窓口へお越しください。

なお、議会の日程については、市議会ホームページなどでお知らせします。

議会への請願・陳情

どなたでも、市の行政などについて要望や意見などを「請願」・「陳情」として文書で市議会に提出することができます。

請願は、1人以上の紹介議員（署名または記名および押印）が必要ですが、陳情には紹介議員は必要ありません。

「請願書」・「陳情書」には、趣旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名（団体および法人の場合は名称・代表者の氏名）を記載のうえ押印し、議長宛に提出してください。

議長が、要件を満たしていると認めるものについては、所管の常任委員会などで審査し、本会議において採決されます。

提出方法や様式などについては、市議会のホームページをご覧ください。

選挙

☎ 総務課内選挙管理委員会 ☎0297-21-2178

選挙管理委員会

委員長1人と委員3人で構成する行政委員会、各種選挙の管理執行をはじめ、選挙人名簿の調製、市民の政治意識の向上などにかかる事務を行っています。

選挙

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている場合は、衆議院議員、参議院議員、県知事、県議会議員、市長、市議会議員などの選挙ができます。

投票所や投票時間などは、選挙のあるたびに広報紙などでお知らせします。

選挙人名簿

住民基本台帳に登録された満18歳以上で、坂東市に引き続き3か月以上住所のあるかたを、毎年3・6・9・12月の定時登録と選挙時に登録します。

期日前投票

投票日当日に、仕事などの理由で投票所に行くことができない場合は、選挙の公示または告示日の翌日から投票日の前日までの間に、期日前投票所で投票することができます。

なお、疾病・負傷などで、次の不在者投票指定施設に入院中のかたは、施設内において不在者投票ができます。また、市外にも指定施設があります。

●市内の不在者投票指定施設

病院：木根淵外科胃腸科病院、ホスピタル坂東
介護老人保健施設：きねぶち、寿桂苑
特別養護老人ホーム：長寿の里、ハートフル広輪、
恵愛荘、延寿館

郵便等投票（郵便などによる不在者投票）

身体に重度の障がいのあるかたや、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されているかたが、事前に申請をすることにより自宅などで投票できる制度です。

重度の障がいに該当するかどうかは、身体障害者手帳や戦傷病者手帳に記載されている障がいの種類や程度により決まります。

休日診療当番病(医)院

☎ 健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

市内の医療機関が当番制で、祝日や年末年始などに休日診療を行っています。休日診療当番病(医)院は、保健事業予定表や広報坂東お知らせ版、市ホームページでお知らせしています。

小児救急当番医

☎ 健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

休日や夜間における小児救急患者に対応するため、病院が輪番（交替）制で救急医療を行っています。対象は14歳以下の小児です。小児救急当番医は、広報坂東お知らせ版、市ホームページでお知らせしています。

●実施病院

茨城西南医療センター病院（境町） ☎0280-87-8111
友愛記念病院（古河市） ☎0280-97-3000
古河赤十字病院（古河市） ☎0280-23-7111
古河総合病院（古河市） ☎0280-47-1010

●診療日時

月～土曜日 18:00～23:00
日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
9:00～16:00

茨城救急電話相談

☎ 健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

急な病気やけがで救急要請の要否や、すぐに医療機関を受診した方が良いのかといった判断に迷った際に、ご利用ください。いつでも医師や看護師等の専門家から電話でアドバイスを受けることができます。

※相談は無料。通信料は利用者負担となります。

●おとな救急電話相談

電話番号：#7119または050-5445-2856

●こども救急電話相談

電話番号：#8000または050-5445-2856

●受付時間 24時間365日（年中無休）





Bando City Multilingual Information

Resident Registration for Foreign Citizens 〈外国人の住民登録〉

inquiry Citizen Division
 ☎0297-21-2186

Under the Basic Resident Registration System, if a foreign resident moves to a different city, he/ she must report his/her move out to the former city office, while he/ she must his/her move in to the city where his/her new residence is located.

Note: The Basic Resident Registration System only apply to the "Foreign residents" who have "mid-to-long term residents" residing in Japan or "special permanent residents" whom have their own addresses within a specific city.

(People who stay in Japan with a status of residence of "temporary visitor" and people who have permission to stay "3 months" or less are exempted.)

Please note:

- When you report your move out to your city, the city office is to issue you a "Move out Certificate". If you move to a different city, you are to bring the "Move out Certificate" to your city office and report your move in within fourteen(14) days after you have settled in a residence at a new address in the city.
- If you change address within the same city, you must notify your city of the change of address.
- If you leave Japan to live abroad, you must report your move out to your city.
- When you report your move in or move out, please bring either your residence card or special permanent resident certificate (or previous foreign registration certificate).

※In the case of the above, if a foreign resident is

【Household Garbage Collection Schedule】

Area	Burnable Garbage	No garbage collection service on holidays		
		Non-burnable Garbage Oversized Garbage Hazardous Garbage	Recyclable Items	
			Cans Used Paper Clothes	Glass Bottles Plastic Bottles
Sashima, Iwai	Tue . Fri	Wed	Mon	Thu
Yumata, Nagasu, Nanae	Mon . Thu	Wed	Fri	Tue
Iijima, Kamiomi, Nanago, Nakagawa	Mon . Thu	Wed	Tue	Fri

newly added to a family whose householder is also a foreign resident, please note that original document and translation (for example a certificate of acceptance of marriage notification etc. issued by municipal authority in Japan) proving that person's relationship with the householder are required.

Daily Life 〈日常生活〉

Water Supply 〈水道〉

inquiry Water Supply Division
 ☎0297-35-2114

Please call the Water Supply Division when you need to have water supplied, or to discontinue water use.

Sewage 〈下水〉

inquiry Sewage Division
 ☎0297-21-2198

Please call the Sewage Division when you need to use, or to discontinue sewage use.

Garbage Collection Services 〈ごみ収集〉

inquiry Consumer & Environment Protection Division
 ☎0297-21-2189

Make sure everyone observes the rules and sorts out their garbage correctly. Please put garbage at the garbage collection site from 6:00am to 8:00am on the collection day.

Do not leave garbage the night before the collection day to prevent mess caused by animals, such as crows. When disposing garbage, please be sure to use transparent plastic bags.(Maximum length=80cm.)

1. Burnable Garbage
2. Non-burnable Garbage
3. Oversized Garbage (50cm or more and 2m or less)
4. Hazardous Garbage
5. Recyclable Items

Consumer Affairs Center 〈消費生活センター〉

Bando City Consumer Affairs Center
 ☎0297-36-2035(Phone consultations available)
 Office hours: Monday through Friday 9:00am to 4:00pm
 Consumer Affairs Center offers consultation services relating to complaints about merchandises and services.

Health 〈健康〉

inquiry Health Promotion Division
 ☎0297-35-3121

Health Consultation 〈健康相談〉

The City conducts health checkups and consultations. Please call the Health Promotion Division for inquiry.

Maternal and Child Health Handbook 〈母子健康手帳〉

Submit the Notification of Pregnancy at the Health Promotion Division after confirming your pregnancy at the hospital. After submitting the notification, you will receive a Maternal and Child Health Handbook and medical checkup vouchers. Use these vouchers when receiving medical checkups during pregnancy and after child birth.

Culture 〈文化〉

Library 〈図書館〉

Branches	Address	Telephone
Iwai Library	5082 Iwai	0297-36-1300
Sashima Library	2726 Yama	0297-44-0055 0280-88-8700

Open: 10:00am-6:30pm (Until 5:00pm on Saturdays, Sundays and national holidays)

Closed: Mondays (the following day if a national holiday falls on a Monday), the day following national holidays, Special maintenance periods, December 28th-January 4th

Civic Music Hall 〈市民音楽ホール〉

Address	Telephone
5082 Iwai	0297-36-1100

Open: 9:00am-10:00pm
 Closed: Mondays (the following day if a national holiday falls on a Monday), the day following national holidays,

December 28th-January 4th

Museum 〈資料館〉

Address	Telephone
2726Yama	0297-44-0055 0280-88-8700

Open: 10:00am-6:30pm (Until 5:00pm on Saturdays, Sundays and national holidays)

Closed: Mondays (the following day if a national holiday falls on a Monday), the day following national holidays, December 28th-January 4th

Sports Facilities 〈体育施設〉

inquiry Sports Promotion Division ☎0297-35-1711

Facility
General Gymnasium
Yasaka Park
Iwai Baseball Stadium
Iwai Tennis Courts
Green Sports Field
Houhori Sports Park
Matate Sports Park
Bando City Ground Golf Field
Sashima Gymnasium
Sahima Martial arts Hall
Sashima Baseball Stadium
Oigo Sports Park
Uchinoyama Sports Park
Kutsukake Baseball Stadium
Koshindaira Park
Sozo-no-Ike Multipurpose Field

Disaster Preparedness 〈災害に備えて〉

inquiry Transportation and Disaster prevention Division
 ☎0297-21-2180

Japan is subject to frequent natural disasters such as earthquakes, typhoons or floods.

We should prepare for such an event to minimize damage.

※ Please contact the Transportation and Disaster Prevention Division if you are unsure about the disaster prevention measures.

1. When an earthquake occurs.

When an earthquake occurs, it is important for each person to stay calm in order to minimize possible

damage and injuries.

① It is important to be prepared.

- Confirm the evacuation routes from home.
- Secure tall and heavy furniture to prevent them from collapsing and make your home safe.
- Place a fire extinguisher in the kitchen.
- Place flashlights, slippers, and thick cotton gloves in all rooms.

② What to do when an earthquake occurs

- Hide under a sturdy table to protect yourself, or use a bag or hand luggage to protect your head.
- Secure escape routes by opening doors and windows.
- Once the tremor stops, turn off all electrical and gas appliances.
- Act calmly. Do not rush outside in a panic.
- When evacuating, work together and help each other.
- Take proper action based on accurate information.

2. When the rivers will start overflowing

When the water of the Tone River, or other rivers, rises to dangerous levels due to heavy rains or a typhoon, the city will issue evacuation alerts in 3 stages.

① When to evacuate

※ Terms of Evacuation Information

Alert Level	Evacuation Information	Status, Action You Need to Take
5	Emergency Safety Measures	A life-threatening situation in which you can no longer safely evacuate.
<Be sure to evacuate by Alert Level 4!>		
4	Evacuation Instruction	All residents should evacuate from affected areas.
3	Evacuation of the Elderly, Etc.	Elderly people, those with disabilities, and others who may need more time to evacuate should evacuate from affected areas.

② Be prepared to take the following actions!

- Evacuate immediately if you feel in danger, even if evacuation information is not issued.
- Evacuate in comfortable clothing to move in. Wear sneakers rather than rain boots.
- If possible, help others evacuate.
- Use the safest evacuation route possible.
- Sometimes, it is safe to move to the second floor or up, and if necessary, to the roof. If the water is at

your knee-deep level, do not rush to evacuate, but wait for help to arrive.

3. Disaster preparedness in daily life

① Prepare emergency supplies

<input type="checkbox"/> Valuables	Cash, passbooks, Inkan(seal), driver's license, health insurance card
<input type="checkbox"/> Emergency food and water	Canned food, chocolate, biscuits, Drinking water etc.
<input type="checkbox"/> First aid kit and hygiene items	Basic First-aid kit with such as gauze, soap, bandages, cold medicine, pain reliever etc.
<input type="checkbox"/> Daily necessities	Clothing, towel, blanket, masks, hand sanitizer, prescription medication etc.
<input type="checkbox"/> Others	Portable radio, flashlights, lanterns, batteries, matches/candles/lighter etc.

② Go immediately to the designated evacuation center if a major disaster occurs.

Confirm the nearest emergency evacuation site and route. If you are unsure, please contact the Transportation and Disaster prevention Division.

③ Communicating in an emergency

Discuss with your family and friends in advance how to get into contact with one another in case of emergency. Contact can be made by using the Disaster Emergency Message Dial.

○ Disaster Emergency Message Dial (Voice)

【To leave your message】	1 7 1 → 1 → Telephone Number
【To hear the message】	1 7 1 → 2 → Telephone Number

○ Disaster Message Board of your mobile phone company
 NTTdocomo ⇒ <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>
 au ⇒ <http://dengon.ezweb.ne.jp>
 SoftBank ⇒ <http://dengon.softbank.ne.jp>

④ Getting information in the event of a disaster.

When a public announcement vehicle is going around during an earthquake, heavy rains, or typhoon, ask someone who understands Japanese to confirm the information.

- TV
 NHK-BS1 *sublanguage
- Radio
 NHKFM (83.2MHz)

NHK 1 (594KHz), NHK 2(693KHz)
 NHK WORLD RADIO JAPAN

- Internet
 Cabinet Office Japan, Disaster Management in Japan
 NHK WORLD TV

Useful Guide

〈ユースフルガイド〉

[EMERGENCY CALLS IN JAPANESE]

FIRE DEPARTMENT Call 119 〈消防〉

Besides protecting residents from fire, the fire department also responds to emergencies resulting from earthquake, flood or other disasters.

Is also provides ambulance services.

When you call for the fire department's services, please give your name, address (location), your request (fire engine or ambulance), and your telephone number clearly and correctly.

Dial 119 〈救急〉

Fire department...for fire and ambulance for serious illness, injury and traffic accident.

1. State the emergency

Example

- "There is a fire. Please come immediately."
 → KAJI DESU.SUGU KITEKUDASAI.
- "Someone is seriously ill. Please come immediately."
 → KYUBYOU DESU. SUGU KITEKUDASAI .
- "Someone has been injured in a traffic accident. Please come immediately."
 → KOTSU JIKO DE KEGANIN GA IMASU. SUGU KITEKUDASA I.

2. Give the address or location.

Example

- "The accident is near XX"
 → JIKONO BASYOWA XX FUKIN DESU.
- "The fire is at Iwai, X-X"
 → KAJIWA "IWAI,X-X " DESU.

3. Give your name.

Example

- "My name is XX ."
 → WATASHIWA XX DESU.

4. Give your telephone number.

Example

- "My telephone number is (XX) XXXX."

→ DENWA BANGOWA (XX)XXXX.

Emergency Medical Treatment at Night or on Holidays
 〈救急医療〉

Inquiry Health Promotion Division
 ☎0297-35-3121

For information regarding the clinic on duty at night or on holidays, please call the Health Promotion Division or visit the Bando City website.

A GUIDE FOR FOREIGN RESIDENTS



病院

名称	住所	電話番号	地図座標
木根淵外科胃腸科病院	辺田 1430	0297-35-3131	2区 E-2
ホスピタル坂東	沓掛 411	0297-44-2000	5区 E-1

診療所

名称	住所	電話番号	地図座標
安達医院	矢作 72	0297-38-2811	7区 C-3
石川眼科クリニック	岩井 5078	0297-36-7711	2区 B-2
石塚医院	岩井 4500-13	0297-35-1161	2区 D-1
いのもと整形外科	辺田 310-52	0297-47-5200	6区 A-5
岩本医院	沓掛 850	0297-44-2033	3区 C-5
海老原医院	神田山 645	0297-35-7411	6区 A-5
河村胃腸科外科医院	岩井 4685-1	0297-35-2618	2区 C-1
木村クリニック	岩井 1600	0297-47-5027	1区 C-2
くぐいど婦人科クリニック	鶴戸 896-1	0297-35-5600	5区 D-4
倉持医院	沓掛 1508	0297-30-3100	3区 C-5
清水丘診療所	逆井 4112	0280-88-1014	4区 A-1
関根眼科診療所	岩井 4152-68	0297-35-0476	2区 D-1
存身堂医院	岩井 3293	0297-35-1011	1区 B-5
高橋医院	岩井 4595	0297-35-1026	2区 C-2
田所医院	長谷 510-17	0297-35-9567	2区 B-3
天王前クリニック	矢作 1680-1	0297-38-1711	7区 D-3
松崎医院	猫実 1421	0297-39-2011	6区 B-5
松原眼科	岩井 4942-2	0297-35-0448	2区 C-1
緑野クリニック	沓掛 2526-1	0297-30-3311	3区 D-3
吉原内科	岩井 3324	0297-35-0008	1区 C-5

歯科

名称	住所	電話番号	地図座標
東歯科	逆井 4112	0280-88-1116	4区 A-1
いわいグリーン歯科	辺田 635-1	0297-47-5151	2区 D-4
岩本歯科医院	沓掛 853	0297-44-0033	3区 C-5
梅沢歯科医院	上出島 1152	0297-34-3544	5区 D-3
おおくら歯科医院	辺田 1402-83	0297-36-1755	2区 E-2
加藤歯科医院	岩井 4678-1	0297-35-2846	2区 C-1
神田山歯科クリニック	神田山 1427-1	0297-36-0605	6区 A-5
神大実中央歯科医院	神田山 322	0297-36-1313	7区 D-1
きねぶち歯科医院	長谷 989-102	0297-38-8444	2区 C-4
沓掛歯科医院	内野山 1199-1	0297-44-2155	6区 B-1
くらもち歯科医院	辺田 1144-54	0297-35-6407	2区 D-3
小池歯科医院	半谷 1915	0297-34-2373	4区 B-5
こいずみ歯科医院	岩井 4355-23	0297-35-2645	1区 D-5
小林歯科医院	岩井 2828-1	0297-35-0016	1区 B-4
さくら歯科	沓掛 3327-1	0297-44-0021	3区 D-4
白鳥歯科クリニック	辺田 995-1	0297-35-8007	2区 E-3
高野歯科医院	岩井 4322-8	0297-35-2120	1区 C-5
高野歯科クリニック	矢作 1908-5	0297-38-0074	7区 C-3
仁平歯科医院	岩井 2228-6	0297-35-0607	1区 B-4
吹上歯科医院	上出島 484-3	0297-34-3388	5区 D-2
MAO デンタルクリニック	沓掛 1602-1	0297-44-3375	3区 C-4
真中歯科医院	岩井 4657-1	0297-35-1168	2区 C-1
ヨークファミリー歯科	辺田 1104-1 ヨークタウン坂東M棟	0297-35-8118	2区 C-4

医療 エリアマップ2区 D-1

医療法人 医新会
石塚医院



診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~12:30	●	●	●	●	●	●	-	-
14:00~18:00	●	●	-	●	●	●	-	-

※休診：水曜午後・日曜・祝日

【診療科目】
内科、皮膚科、泌尿器科
泌尿器科（腎臓・膀胱・前立腺）
人工透析
入院応需

■坂東市岩井4500-13
■TEL:0297-35-1161 ■FAX:0297-36-1618
■URL:https://kinunet.jp/ishikai/clinicguide/医療法人医新会石塚医院/ **P**あり

医療 エリアマップ2区 C-2

医療法人社団仁二会
高橋医院



診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:45~11:45	●	●	-	●	●	●	-	-
14:15~17:45	●	●	-	●	●	-	-	-

※日曜診療 女性医師による診療

【診療科目】
内科、小児科、外科、皮膚科、
整形外科、消化器内科、
糖尿病内科、腎臓内科

■坂東市岩井4595
■TEL:0297-35-1026 ■FAX:0297-35-1027
■URL:http://www.takahashi-iin.or.jp/ **P**あり(17台)

医療 エリアマップ7区 D-3

皆様の為の「かかりつけ医」を目指します
天王前クリニック



診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00~11:30	●	●	●	●	●	●	-	-
14:00~18:00	●	-	●	-	●	-	-	-

【診療科目】
内科、小児科、循環器内科

■坂東市矢作1680-1
■TEL:0297-38-1711
■URL:http://www.tennoumae-clinic.com/ **P**あり

医療 エリアマップ1区 C-5

吉原内科



受付時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:00~11:30	●	●	●	●	●	●	-	-
14:30~17:30	●	-	●	-	●	-	-	-

※休診 水曜・土曜午後、日曜日、祝日

【診療科目】
内科 循環器内科 消化器内科
呼吸器内科

■坂東市岩井3324
■TEL:0297-35-0008 **P**あり

医療 エリアマップ7区 C-3

安達医院



診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~12:00	●	●	●	-	●	●	-	-
15:00~18:00	●	●	-	●	▲	-	-	-

※土曜午後は17:00まで

【診療科目】
内科、循環器内科、小児科

■坂東市矢作72
■TEL:0297-38-2811
■FAX:0297-38-0189 **P**あり(10台)

医療 エリアマップ6区 A-5

海老原医院



診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00~12:00	●	●	●	-	●	-	-	-
15:30~18:30	●	●	●	-	●	-	-	-
15:30~18:00	-	-	-	-	-	●	-	-

※休診日 木曜日、日曜日、祝日

【診療科目】
内科 胃腸内科 小児科

■坂東市神田山645
■TEL:0297-35-7411
■FAX:0297-36-0007 **P**あり

医療

家族の医療費も控除対象に！

医療費控除制度を活用しよう

医療費控除とは、医療費が多くかかった年に、かかった医療費の一部が所得から控除され、税金が還付されること。原則として1月1日～12月31日の1年間に支払った医療費の合計が、「10万円」を超えた場合または所得金額の5%のどちらか少ない額が適用の対象となります。ちなみにこの10万円という金額は、生計を一緒にする家族全員の医療費を合わせたもの。たとえば、父親が申告する場合、父親自身の医療費はもちろん、妻、子ども、両親等の医療費も合わせた金額が控除対象となります。ただし、かかった医療費が保険金などで補填された場合は、その分を差し引いて計算するのでご注意ください。申告する場合は、医療費控除の明細書を作成して添付し、確定申告書を所轄税務署へ提出します。

医療費控除対象額の計算方式

$$\text{支払った医療費} - \text{保険金などで補填される金額} - 10\text{万円または所得金額の5\% (どちらか少ない額)} = \text{医療費控除額}$$

※上記金額が200万円を超える場合には、200万円が医療費控除対象額となります。

これは控除される？されない？

医療費控除○×まるわかり

○ 医療費控除されるもの

- ・病院、歯科の治療費、薬代
- ・薬局で購入した市販の風邪薬代
- ・介護老人保健施設等で受けたサービス費用
- ・入院時の部屋代、食事代
- ・出産の入院費
- ・病院までの交通費
- ・在宅で介護保険をつかったときの介護費用

※上記は一例になります。詳しくは各医療機関でお問い合わせください。

× 医療費が控除されないもの

- ・入院中の出前や外食での食事代
- ・自分の都合で利用する差額ベッド代
- ・入院用寝間着・洗面具の購入費用
- ・医師や看護師に対するお礼代
- ・美容目的の歯列矯正費用
- ・里帰り出産のために帰省する交通費
- ・ダイエットのための低カロリー食品購入費

参考/国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>)



坂東市薬剤師会

名称	住所	電話番号	地図座標
倉持調剤薬局沓掛店	沓掛 372-4	0297-44-0003	5 図 E-1
つむぎ薬局	沓掛 2525-7	0297-44-0269	3 図 D-3
アイン薬局坂東沓掛店	沓掛 842	0297-44-2882	3 図 C-5
ひばり薬局	沓掛 4483-4	0297-44-2010	6 図 A-1
神田山調剤薬局坂東	神田山 657-2	0297-20-8600	6 図 A-5
アイセイ薬局坂東店	矢作 1680-2	0297-30-2626	7 図 D-3
いしつか薬局	岩井 3292-18	0297-36-0515	1 図 C-5
スガヌマ薬局	岩井 4443	0297-35-0003	1 図 C-5
もとはし薬局	岩井 4462	0297-35-0073	2 図 C-1
もとはし薬局ナカネ	岩井 1159-4	0297-36-0118	1 図 C-1
すみれ薬局	岩井 3322-2	0297-36-2121	1 図 C-5
さくら薬局坂東岩井店	岩井 4597-1	0297-47-4717	2 図 C-2
マスク調剤薬局	辺田 1423-1	0297-35-9665	2 図 E-2
共創未来岩井薬局	辺田 307-7	0297-47-5371	6 図 A-5
カワチ薬局坂東店	辺田 1104-1	0297-20-8650	2 図 D-3

医療

薬局と上手につきあう！

かかりつけ薬局を持とう

かかりつけ薬局を持つ3つのメリット

病院や診療所で処方箋をもらったら薬局で調剤を受けます。この際、病院の最寄りの薬局を利用する人も多いですが、自宅や職場など、身近に「かかりつけ薬局・薬剤師」を持つことをおすすめします。

「かかりつけ薬局」を1つに決めておくと、複数の医療機関で出された処方薬を薬局がまとめて管理・把握してくれるので、複数の医療機関から同じ薬と一緒に飲まないほうがよい薬を処方される場合に重複投薬や相互作用のある薬の飲み合わせを防ぐことができます。また、医療機関にいくまでもない体調不良の際の市販薬なども気軽に相談できるので、健康管理の心強い味方になってくれます。

より専門的なサポートを受けたい場合は、「かかりつけ薬剤師」を活用するとよいでしょう。1人の決まった薬剤師が薬の管理を行い、夜間や休日の電話相談や在宅療養者への訪問サポートを行います。「かかりつけ薬剤師」は信頼できる薬剤師と患者との間で簡単な手続きが必要となります。詳しくはかかりつけの薬局や薬剤師に相談してみましょう。

- 1 専門家が身近にいるから安全・安心に薬を使用できる**
使用する薬を1つの薬局で管理することで、薬の重複や飲み合わせを確認できます。複数医療機関での受診や市販薬との併用も安心です。
- 2 休日・夜間でも相談可。在宅医療もサポート**
休日や夜間など開局時間外でも、薬に関する相談に応じてくれます。在宅療養中の方の家に伺い、薬の説明や残薬の確認も行います。
- 3 医療チームのサポートを受けられる**
必要に応じて医師への問い合わせや提案を行います。薬を渡した後も患者さんを見守り、処方医や医療機関と連携してサポートします。

こちらもチェック!

病院と薬局の架け橋「お薬手帳」を持とう

- どこでももらえる?**
「お薬手帳」は「かかりつけ薬局」の薬剤師に相談すれば、作成してもらえます。「お薬手帳」を医師や薬剤師に提示することで、薬の重複などを避けることができます。
- 電子版「お薬手帳アプリ」も便利**
スマートフォンで使える電子版「お薬手帳」は、アプリをダウンロードすることで紙のものと同様に利用できます。家族のふんもまとめて管理できる、受診時に持っているのを忘れにくいなどのメリットがあります。

参考/公益社団法人 日本薬剤師会ホームページ (<https://www.nichiyaku.or.jp/kakaritsuke/>)

設備総合 エリアマップ6図 B-5

設計からメンテナンスまでトータルサポート
株式会社エム・エム・イー

複合型干し芋乾燥機

弊社では、工場内環境や生産機械の設計・製作・設置・メンテナンスまで一貫して行います。国内のみならず海外にも豊富な納入実績がございます。設置後の定期点検、メンテナンスもお任せください。2022年からは、芋の生産・加工・販売を開始して、アグリ事業に参入します。

■坂東市大口宮東2574-21 ■TEL:0297-30-1123
■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/日曜・祝日
■URL:http://mme77.com/index.html
★冷蔵庫・乾燥機・納豆発酵装置・食品加工機・厨房・機器・コンベア等各種設備の取り扱いがございます **P** あり

建物解体・産業廃棄物処理 エリアマップ5図 D-1

環境に配慮した街づくりをお手伝いします
有限会社松本興業

★建造物解体・建設資材生産販売・建設残土処理
★産業廃棄物中間処理施設

《御見積無料》お気軽にお問合せください！

■坂東市寺久1081-4 ■TEL:0297-34-3008
■TEL:0297-34-3755 ■FAX:0297-34-3755

P あり

お酒・ガソリンスタンド エリアマップ5図 D-5

ENEOS東給油所併設
酒のごとう

当日16時までに電話1本頂ければ、灯油（36L以上）の配達もいたします。（旧岩井市）

■坂東市長谷3099-1 ■TEL:0297-35-0972 ■FAX:0297-35-2910
■営業時間/7:00~20:00 ■定休日/木曜

P あり(4台)

酒店 エリアマップ2図 B-1

創業 昭和9年
古谷醤油酒店

昭和9年に初代古谷好太郎により搾り醤油として創業しました。現在は酒類販売として新しい店作りを模索し日々精進し、明るく元気に頑張っております。

■坂東市岩井4949-1 ■TEL:0297-35-0062
■FAX:0297-35-0530 ■営業時間/9:00~19:00 日曜・祝日18:00まで
■定休日/水曜 ■URL:https://furyusaketen.stores.jp/ **P** あり(7台)

シャッター工事 エリアマップ4図 C-5

ご用途に応じ 様々なシャッターをご提案します
霜田シャッター工業

環境・美観・お客様の使いやすさを考えた理想的なシャッター設置をご提案します。ぜひお気軽にご相談ください。

■坂東市半谷1640-4 ■TEL:0297-34-3839
■TEL:0297-34-3793 ■FAX:0297-34-3793
◇農業用ビニールハウスでも設置できます！ **P** あり

専門サービス エリアマップ1図 D-5

REA増田不動産鑑定事務所

不動産鑑定士 増田 潤志

■坂東市岩井4355-10 ■TEL:0297-47-5333 ■FAX:0297-47-5335

エネルギーゼロの時代にふさわしい住まいにをご提案します。
クラフトの家づくりでは「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」として
クレバリーホームをはじめクラフトホームの自由設計のお住まいに対応しています。
クラフトは経済産業省 資源エネルギー庁による「ZEHビルダー」として登録しています。

人と家と街をつなぐ、クラフト **0120-300-188**
土浦市大町13-16 1F
〈営業時間〉9:00~18:00 〈定休日〉水曜日
E-mail housing@craft-house.jp

CRAFT
www.craft-house.jp

つくば店
029-852-5555
つくば市二の宮4丁目8-8
〈営業時間〉9:00~18:00 〈定休日〉水曜日
E-mail housing@craft-house.jp

クレバリーホーム **CRAFT HOME**
クラフトホーム

くらし・サービス エリアマップ4図 B-3

地元密着をモットーに、サービス展開中!!
KiS 合同会社ケイアイシステム

①時代をリードする「ループ電気」受付中!! 基本料金ゼロ円
②軽自動車から2トトラックまで、ユーザー車検代行

■坂東市逆井2260-2 ■TEL:0280-23-5311 ■FAX:0280-23-5322
■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/日曜日・祝日
■URL:http://k-i-s.jp ■E-mail:info@k-i-s.jp **P** あり(10台)

塗装・リフォーム エリアマップ5図 E-1

建物の塗装なら ぜひおまかせください!!
やまき美装

この度、父から代表を引き継ぎました。創業34年。お客様によりご満足いただける様に日々勉強いたします。

■坂東市霞田1044 ■TEL:0297-34-3892
■TEL:0297-34-3892 ■FAX:0297-34-3892
◇お見積り等、ぜひお気軽にご連絡ください。お待ちしております。 ◆屋根塗替え前後では こんなに違います! **P** あり

食品製造 エリアマップ4図 C-4

「安全・安心・おいしさ」を提供
株式会社京まるん 坂東工場

アーモンド、クルミ、レーズンを始め、様々なナッツ、ドライフルーツをご家庭向け商品や業務用商品として自社工場にて加工・包装を行っております。素材を生かした風味豊かなおいしいナッツをより新鮮な状態で提供できるよう更なる品質の向上に努めてまいります。

■坂東市緑の里13 ■TEL:0297-38-5570 ■FAX:0297-38-5573
■営業時間/8:00~17:00 ■休業日/土曜・日曜・祝日
■URL:https://www.shoefoods.co.jp/ **P** あり

坂東市岩井金融団

常陽銀行岩井支店 筑波銀行 岩井支店
岩井西支店
茨城県信用組合岩井支店 結城信用金庫岩井支店

坂東市商工会 ibarak!

商工会は豊かな地域づくりや中小企業の発展のためにさまざまな活動を行っています。

応援します!
がんばる経営!

坂東市岩井3230-1
Tel:0297-35-3317
Fax:0297-35-3321
info@bando.or.jp

メモ

防災

災害非常時のための備え

今すぐできる「日常備蓄」のススメ

大規模災害では、行政も機敏に動くことが難しくなります。災害復旧までの少なくとも1週間は、だれにも頼らず暮らせるように備えておくことが大切です。

日頃から利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入しておく「日常備蓄」という考え方があります。なくなったら困るものを買って置き、日常で古い順から消費していき、また補充すればいいだけ。いざというときに賞味期限を切らすことなく、継続して備蓄できます。このとき、高齢者や乳幼児のいる家庭ではおむつや常備薬を多めに備えるなど、各家庭の環境にあわせて必要なものと考えて備えることが重要です。

こんなものを備蓄しておこう

- 非常食 ……アルファ米、レトルトご飯、缶詰、菓子など
- 水 ……飲料水は1人につき1日3リットルが目安
- 生活用品 ……カセットコンロ、薬、救急箱、ラップ、ティッシュペーパー、生理用品、乾電池など

こちらもチェック! 日常備蓄 5つのポイント

- 1 冷蔵庫は食料品備蓄庫と考える**
一般家庭では、冷蔵庫の中や買い置きの食料品が1~2週間分あるといわれています。非常時には冷凍庫→冷蔵庫→その他の食品のように、順序を考えて食べていけば、普段あるもので数日は食べつなぐことができます。
- 2 生活水の重要性**
断水になると最も困るのが生活水を使えなくなる。万が一に備えて、常に風呂に水を張っておきましょう。
- 3 オール電化住宅の必需品**
オール電化住宅の場合、停電になったときは

お湯を沸かすこともできなくなります。カセットコンロ・ガスボンベを用意しておきましょう。ガスが供給されなくなった場合にも、カセットコンロが大いに役立ちます。

4 ひとり暮らしの備蓄
コンビニ利用の多いひとり暮らしには1週間分の備蓄は難しいもの。カップ麺やレトルト食品、スナック菓子などを、いつもより少し多めに買い置きしておきましょう。

5 使用期限をチェック
食品の賞味期限と同じように、電池、薬、使い捨てカイロなどにも使用期限があります。いざというときにあわてないよう、定期的に点検しましょう。

参考/東京都発行「東京防災」P.92~P.93より

自分の命を守る 避難情報をチェック!

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、災害時にとるべき行動を確認しましょう。自治体や気象庁から発表される防災情報をよく確認し、早め早めの避難行動をとることが大切です。

- POINT1 「避難」とは「難」を「避」けること。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません
- POINT2 警戒レベル3や警戒レベル4が出たら、危険な場所から避難しましょう
- POINT3 避難先は小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅やホテル・旅館への避難も考えましょう

災害発生時の危険度ととるべき避難行動

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生または切迫	命の危険直ちに安全確保	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)
【警戒レベル4までに必ず避難!】			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (従来の避難勧告のタイミングで発令)
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象情報悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象情報悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※高齢者以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき作成

くらしの便利帳〈坂東ナビ 2022〉

2022年2月発行
発行：坂東市役所 株式会社ゼンリン 東京第二支社 つくば営業所

- 行政の業務に関するお問い合わせは、坂東市役所・各担当課までご連絡ください。
- ※掲載内容は、令和4年1月1日現在のものです。発行後、掲載情報に変更が生じる場合もありますのでご了承ください。
- 広告内容及び地図内容については、株式会社ゼンリンまでお問い合わせください。

お問い合わせ先
坂東市役所 〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365 TEL 0297-35-2121 / 0280-88-0111 (代表)
株式会社ゼンリン つくば営業所 〒305-0821 茨城県つくば市春日2-14-14 TEL 029-855-5717

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 2JHs 293-554号」
「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 2JHs 294-263号」
「この地図は坂東市長の承認を得て、測量法第44条第2項及び第3項に基づき同市発行の1/2,500都市計画図を使用して調製したものである。(坂東都発第146号)」

無断で複製・転載することをご遠慮ください。著作権者に無断で本誌の全部、または一部を複製及び転載することは、著作権法により禁止されています。

©2022 City of BANDO
©2022 ZENRIN CO., LTD. All rights reserved.

お断り
本文中の地図は弊社2021年5月発行の坂東市住宅地図データをもとに作成しております。作成には細心の注意を払い編集作業を行っておりますが、データ量は膨大であり日々変化する現状と地図面とが一致しない場合があります。また、目標名称などは見やすさを優先し正式名称などを一部割愛して表現をしております。申し訳ございませんが何卒ご了承くださいませようよろしくお願い申し上げます。

あんしんカード

災害時は携帯電話もパソコンも使えないかもしれません。大切なことをこのカードに書いておきましょう。また、自分が被害に遭って意識のないときに救助者へ大切な情報を伝えることができます。

氏名		
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
血液型	A・B・O・AB (RH +・-))	A・B・O・AB (RH +・-))
かかりつけ医療機関	病院名 電話	病院名 電話
常用している薬		
健康保険証番号		
氏名		
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
血液型	A・B・O・AB (RH +・-))	A・B・O・AB (RH +・-))
かかりつけ医療機関	病院名 電話	病院名 電話
常用している薬		
健康保険証番号		
氏名		
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
血液型	A・B・O・AB (RH +・-))	A・B・O・AB (RH +・-))
かかりつけ医療機関	病院名 電話	病院名 電話
常用している薬		
健康保険証番号		
氏名		
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
血液型	A・B・O・AB (RH +・-))	A・B・O・AB (RH +・-))
かかりつけ医療機関	病院名 電話	病院名 電話
常用している薬		
健康保険証番号		
緊急連絡先	氏名	続柄 (電話) (携帯)
	氏名	続柄 (電話) (携帯)

触媒のスペシャリストとして、
豊かな社会づくりに
貢献します。

N.E. CHEMCAT

エヌ・イー ケムキャット株式会社

